自角而公報

発行所 亀 岡 市 役 所 総務部 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

8
11
12
12
17
19
20
20
21
22
22
22

(議会事務局) 23

—— 規 則 ——	
○期末手当及び勤勉手当支給規則の一部	
改正 (人事課)	24
○亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正	
(人事課)	25
○亀岡市国民健康保険条例施行規則の一	
部改正 (保険医療課)	25
—— 告	
○大規模自然災害に係る亀岡市地域再建	
被災者住宅等支援事業補助金交付要綱	
(自治防災課)	28
○建設工事の競争入札参加資格及び資格	
審査の申請について等の一部改正	
(契約検査課)	37
○国民健康保険被保険者証の無効	
(保険医療課)	37
○国民健康保険被保険者証の無効	
(保険医療課)	38
○公示送達 (税務課)	39
○住民基本台帳からの職権消除(市民課)	40
○国民健康保険被保険者証の無効	
(保険医療課)	40
○放置自転車の撤去、保管(土木管理課)	40
○国民健康保険被保険者証の無効	
(保険医療課)	41
○国民健康保険被保険者証の無効	
(保険医療課)	41
○亀岡市ものづくり産業経営安定化支援	
助成金交付要綱 (ものづくり産業課)	41

○住居表示の変更 (市民課)	44	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
○国民健康保険被保険者証の無効		官国民審査における各投票区の投票所	67
(保険医療課)	45	○衆議院議員総選挙における投票記載場	
		所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじ	
—— <u>公</u> 告——		を行う場所及び日時	68
○一般競争入札(条件付き)の執行		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
(契約検査課)	46	官国民審査における期日前投票所	68
○捕獲犬の抑留 (環境政策課)	50	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
○農用地利用集積計画の縦覧		官国民審査における期日前投票所に係	
(農林振興課)	50	る投票管理者及び同職務代理者の選任	69
○一般競争入札(条件付き)の執行		○衆議院小選挙区及び比例代表選出議員	
(契約検査課)	51	選挙において在外選挙人名簿に登録さ	
○一般競争入札(条件付き)の執行		れている選挙人の国内における投票に	
(契約検査課)	55	係る期日前投票所の指定	70
○亀岡市職員採用試験公告 (人事課)	59	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
		官国民審査における開票管理者及び同	
教育委員会欄		職務代理者の選任	70
—— 規 則 ——		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施		官国民審査の開票の場所及び日時	70
に関する条例施行規則の一部改正	62	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
		官国民審査における亀岡市開票区の開	
任免及び辞令		票立会人を定めるくじを行う場所及び	
		日時	70
選挙管理委員会欄		○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請	
—— 告		求及び合併協議会設置の請求に要する	
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請		有権者総数の50分の1の数	71
求及び合併協議会設置の請求に要する		○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の	
有権者総数の50分の1の数	64	解職請求に要する有権者総数の3分の	
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の		1の数	71
解職請求に要する有権者総数の3分の		○合併協議会設置協議について選挙人の	
1の数	64	投票に付する請求に要する有権者総数	
○合併協議会設置協議について選挙人の		の6分の1の数	71
投票に付する請求に要する有権者総数		○亀岡市議会議員一般選挙に係る選挙時	
の6分の1の数	65	登録の被登録資格決定の基準日等につ	
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判		いて	71
官国民審査における投票管理者及び同			
職務代理者の選任	66		

○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
官国民審査の亀岡市開票区における開	
票立会人を定めるくじを行わない旨の	
告示	72
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	12
	72
官国民審査における投票管理者の変更	73
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
官国民審査の開票の日時の変更	73
市立病院欄	
規 程	
○亀岡市立病院職員の給与に関する規程	
の一部改正	74
—— 公 告 ——	
○亀岡市立病院職員採用試験の結果	84
	0.

公布された条例のあらまし

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給、通勤手当及び勤勉手当の支給割合等について、次のとおり改正することとした。
 - (1) 本給の改正

世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の給料月額を増額改定することとした(改定率 平均0.31%)。

(2) 通勤手当の改正

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況を踏まえ、使用距離の区分に応じ、 100円から3,500円までの幅で引上げを行うこととした。

(3) 期末、勤勉手当の支給割合の改正

ア 平成26年12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.15月分(再任用職員は、

0.05月分)引き	上げて、次のとおりと	とすることとした。	
	現行	改正案	増減

	現行	改正案	増減
(一般職員)	100分の67.5	100分の82.5	100分の15
(幹部職員)	100分の87.5	100分の102.5	100分の15
(再任用一般職員)	100分の32.5	100分の37.5	100分の5
(再任用幹部職員)	100分の42.5	100分の47.5	100分の5

イ 平成27年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

	6月期	12月期	計				
期 末 手 当							
(一般職員)	100分の122.5	100分の137.5	100分の260				
(幹部職員)	100分の102.5	100分の117.5	100分の220				
(再任用一般職員)	100分の65	100分の80	100分の145				
(再任用幹部職員)	100分の55	100分の55 100分の70					
勤 勉 手 当							
(一般職員)	100分の75	100分の75	100分の150				
(幹部職員)	100分の95	100分の95	100分の190				
(再任用一般職員)	100分の35	100分の35	100分の70				
(再任用幹部職員)	100分の45	100分の45	100分の90				
合 計							
(一般職員)	100分の197.5	100分の212.5	100分の410				
(幹部職員)	100分の197.5	100分の212.5	100分の410				
(再任用一般職員)	100分の100	100分の115	100分の215				
(再任用幹部職員)	100分の100	100分の115	100分の215				

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用することとした。ただし、1 の(3)イの改正については、平成27年4月1日から施行することとした。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間 0.15月分引き上げることとした。
 - ア 平成26年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
12月	1. 55月分	1.70月分

イ 平成27年度の期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
6月	1. 40月分	1. 475月分
12月	1.70月分	1. 625月分
合計	3. 10月分	3. 10月分

2 この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用することとした。ただし、 1のイの改正については、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱

- 1 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律における児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、必要な経過措置を定めることとした。

亀岡市放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定め る条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法及び就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律の一部を改正する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律における 児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健 全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 めることとした。
- 2 この条例は、子ども・子育て支援法及び就 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法律の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律の施行の日から施行することとした。

亀岡市放課後児童健全育成事業の 実施に関する条例の一部を改正す る条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法及び就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律の一部を改正する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律における 児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健 全育成事業の対象児童を改めることとした。
- 2 小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季 休業日及び学年末休業日のみ入会する児童の 区分を設け、当該期間中の負担金を定めるこ ととした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を 定めることとした。

- 4 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市新火葬場整備検討審議会条 例要綱

- 1 本市の新火葬場の整備構想等について検討 するため、市の附属機関として、亀岡市新火 葬場整備検討審議会を設置し、必要な事項を 定めることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行 することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例要綱

- 1 産科医療補償制度の見直しによる健康保険 法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金 の支給額を1児につき404,000円(現 行390,000円)に改めることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を 定めることとした。
- 3 この条例は、平成27年1月1日から施行 することとした。

亀岡市総合農政計画審議会条例の 一部を改正する条例要綱

- 1 委員の構成から市議会議員を除くこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市耕地事業等分担金徴収条例 の一部を改正する条例要綱

- 1 土地改良事業等における分担金の督促及び 特別徴収金の徴収等について、規定整備を図 ることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。

亀岡市都市計画審議会条例の一部 を改正する条例要綱

- 1 亀岡市都市計画審議会を組織する委員構成を明確に規定することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市営特定目的住宅条例の一部 を改正する条例要綱

- 1 曽我部町穴太に設置している特定目的住宅 1戸について、老朽化に伴い用途廃止するこ ととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第12条第2項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に改め、同号ク中「18,500円」を「21,600円」に改め、同号ケ中「20,900円」を「24,400円」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の 67.5」を「100分の82.5」に、 「100分の87.5」を「100分の 102.5」に改め、同項第2号中「100 分の32.5」を「100分の37.5」に、 「100分の42.5」を「100分の 47.5」に改める。

附則第8項中「100分の1.0125」

を「100分の1.2375」に、「100分の1.3125」を「100分の1.5375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

条関係)
(第4%
別表第1

行政職給救表

26	175,900	232, 800	271, 100	315, 500	344,800	374, 700	423,800
27	177,600	234, 500	273,000	317,600	346,800	376, 700	425,400
28	179,300	236, 300	274, 900	319, 700	348,800	378, 700	427,000
29	180,800	237, 700	276, 700	321, 700	350,600	380, 300	428,600
30	182,600	239, 200	278, 600	323,800	352, 500	382, 100	429,900
31	184,400	240, 700	280, 500	325, 900	354,400	383, 900	431,200
32	186, 100	242, 200	282, 400	328,000	356, 300	385, 600	432,500
33	187,700	243,600	284, 100	329, 600	358, 200	387, 400	433, 700
34	189,200	245, 100	286,000	331,600	360,000	388, 800	435,000
35	190,700	246, 600	287, 900	333, 700	361,800	390, 400	436, 300
36	192,200	248, 200	289, 800	335, 800	363, 500	392, 000	437,500
37	193,500	249, 500	291, 500	337, 700	365,000	393, 500	438, 700
38	194,800	251, 100	293, 300	339, 700	366, 300	394, 700	439,500
39	196, 100	252, 700	295, 100	341, 700	367,700	395, 900	440,300
40	197,400	254, 300	296, 900	343, 700	369, 100	397, 100	441,100
41	198,700	255, 700	298, 700	345,600	370,600	398, 200	441,700
42	200,000	257, 100	300, 400	347, 500	371,500	399, 400	442, 400
43	201,300	258, 500	302, 100	349, 400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259, 900	303, 800	351, 300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261, 100	305, 500	352, 800	374,500	402, 500	444,600
46	205, 100	262, 500	307, 200	354, 300	375,400	403, 200	445,400
47		263, 900	308, 900	355,800	376,300	403, 900	446, 100
48	207,700	265, 300	310,600	357, 300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266, 600	311,800	359,000	378,200	405, 200	447,500
20	209,900	267,800	313, 400	359, 800	379,000	405, 900	448,200
51	211,000	269, 100	315,000	361,000	379,800	406, 600	449,000
52	212, 100	270, 400	316,600	362,000	380,600	407, 300	449,800
53	213,300	271,500	318, 300	362, 900	381,300	408,000	450, 400
54	214,300	272, 700	319, 900	364,000	382,000	408, 700	451,200
55	215,300	274,000	321, 500	365,000	382, 700	409, 400	452,000
99	216,300	275, 300	323, 100	366, 100	383, 400	410,000	452,600
22	217, 100	276, 400	324,600	367,000	383,900	410,600	453, 200
28	218, 100	277,500	325,800	367, 700	384, 500	411, 200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368, 400	385, 200	411,800	454,800
09	220,000	279, 700	328, 200	369, 100	385,900	412, 400	455,600
61	220,800	280, 900	329,000	369, 600	386, 300	412, 900	456, 200
62	221,800	281,900	329, 900	370, 200	387,000	413,600	457,000
63	222,800	282, 900	330, 700	370, 900	387,600	414, 200	457,800

7 級	給料月額	用 367, 500	370, 100	372, 700	375, 300	377, 500	380, 000	382, 500	385,000	387,600	390, 300	393, 000	395, 700	398, 200	400, 500	402, 800	405, 200	407, 100	409, 100	411,000	412, 900	414,800	416, 600	418, 500	420, 500	422, 300
6 級	給料月額	用 322,100	324,400	326, 700	329,000	331,300	333, 400	335,600	337,800	340,000	342,200	344,400	346,600	348,600	350, 700	352,800	354,900	356,800	358,800	360,800	362, 700	364,800	366, 700	368, 700	370,700	372, 700
5 級	給料月額	用 290,700	293,000	295, 300	297,600	299,700	302,000	304,300	306,600	308,800	311,100	313,400	315,700	317,900	320, 100	322,300	324,500	326,600	328,700	330,800	332,800	334,900	337,000	339, 100	341,200	342,800
4級	給料月額	用 263, 500	265, 600	267, 600	269, 700	271,700	273,800	275,900	278,000	280, 100	282, 200	284, 300	286, 400	288, 500	290, 600	292, 700	294, 800	296, 800	298, 900	301,000	303, 100	305, 200	307, 300	309, 400	311, 500	313, 400
3 級	給料月額	用 224,600	226, 500	228, 400	230, 200	231,900	233, 800	235, 700	237, 500	239, 200	241, 100	242, 900	244,800	246, 500	248, 400	250, 200	252,000	253, 700	255, 700	257,700	259, 700	261,600	263, 500	265, 400	267, 200	269, 200
2 級	給料月額	用 187,700	189, 500	191, 300	193, 100	194, 700	196, 500	198, 300	200, 100	201,800	203, 600	205, 400	207, 200	208,800	210, 700	212,600	214, 500	216, 300	218, 200	220, 100	222,000	223, 700	225, 600	227, 500	229, 400	231,000
1級	給料月額	用 137,600	138, 700	139, 900	141,000	142, 100	143, 200	144, 300	145, 400	146, 500	147, 900	149, 200	150, 500	151,800	153, 300	154,800	156, 400	157, 700	159, 200	160, 700	162, 200	163,600	166, 300	168, 900	171,500	174, 200
職務の後	号給	1	2	3	4	5	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
職員の	K K	再任用職員以	外の職	I(

	102		301,100	350, 100	393, 900			
	103		301,500	350, 500	394, 500			
	104		301,800	350,900	395, 100			
	105		302,000	351,400	395, 800			
	106		302,300	351,800	396, 400			
	107		302,700	352, 200	397,000			
	108		303,000	352,600	397,600			
	109		303, 200	353, 100	398, 300			
	110		303,600	353, 500	398, 900			
	111		304,000	353,900	399, 500			
	112		304,300	354,200	400, 100			
	113		304,400	354,700	400,800			
	114		304,700					
	115		305,000					
	116		305, 400					
	117		305,600					
	118		305,800					
	119		306, 100					
	120		306, 400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		308,000					
再任用 職 員		185, 800	213, 400	257,600	277, 800	293, 200	319, 100	361,600

458,600	459, 200																																				
414, 800	415, 100	415, 700	416, 400	416,900	417, 400	418, 100	418,800	419, 500	420,000	420, 700	421, 400	422, 100	422, 600	423, 300	424,000	424, 700	425, 200	425, 900	426, 600	427, 300	427,800	428, 500	429, 200	429, 900	430, 400	431, 100	431,800	432, 500	433,000								
388, 200	388, 700	389,300	389,900	390, 500	390,900	391,500	392, 200	392,800	393, 100	393,800	394,500	395,000	395,400	396, 100	396,800	397, 500	398,000	398,700	399, 400	400, 100	400,600	401,300	402,000	402,700	403,200	403,900	404,600	405,300	405,800	406,500	407,200	407,900	408, 400	409, 100	409,800	410,500	411.000
371,600	371,900	372,600	373, 300	374,000	374, 400	375,000	375, 700	376, 300	376, 700	377, 300	378,000	378,600	379,000	379, 500	380, 100	380, 600	381, 100	381, 700	382, 300	382, 700	383, 300	383, 900	384, 500	385, 100	385, 800	386, 400	387,000	387,600	388, 300	388, 900	389, 500	390, 100	390,800	391, 400	392, 000	392, 600	393 300
331,500	332, 400	332,800	333,600	334, 400	335,200	335,900	336,600	337,300	337,800	338, 400	339,000	339,600	339,900	340,400	340,800	341,300	341,700	342,200	342,700	343,200	343,600	344,000	344,500	344,900	345,200	345,600	346, 100	346,500	346,700	347,100	347,600	348,000	348, 100	348,600	349, 100	349, 400	349, 700
283, 900	284, 700	285, 600	286, 500	287, 400	288, 400	289, 200	290, 000	290, 800	291, 600	292, 100	292, 600	293, 100	293, 200	293, 600	293, 800	294, 200	294, 400	294, 600	295, 000	295, 300	295, 600	295, 900	296, 200	296, 600	296, 900	297, 300	297, 700	298, 100	298, 200	298, 500	298, 900	299, 300	299, 500	299, 800	300, 200	300, 600	300 800
223,800	224,500	225,500	226,500	227,600	228, 400	229, 200	230,000	230,800	231,600	232, 300	233,000	233, 700	234,400	235, 200	236,000	236,800	237,500	238, 200	238,900	239,600	240,300	241,000	241,700	242,400	243, 100	243,600	244, 100	244,600	244,900								
64	99	99	29	89	69	70	71	72	73	74	75	92	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	68	06	91	95	93	94	96	96	97	98	66	100	101

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の 82.5」を「100分の75」に、 「100分の102.5」を「100分の 95」に改め、同項第2号中「100分の 37.5」を「100分の35」に、 「100分の47.5」を「100分の 45」に改める。

附則第8項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の1.125」に、「100分の1.5375」を「100分の1.425」に、「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 26年12月1日から適用する。ただし、第 2条の規定は、平成27年4月1日から施行 する。
- 2 第1条の規定(亀岡市一般職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第 21条第2項及び附則第8項の改正規定を除く。附則第5項において同じ。)による改正 後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、前項の規定にかかわらず、 平成26年4月1日から適用する。

(通勤手当に関する経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において亀岡市 一般職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例(平成4年亀岡市条例第43号)附則 第10項の適用を受けていた職員で、改正後 の給与条例第12条第1項第2号に該当する こととなるものの通勤手当の額は、改正後の 給与条例第12条第2項第2号の規定にかか わらず、当分の間、なお従前の例による。

4 前項に規定する職員以外の職員について、 同項の規定による通勤手当を支給される職員 との権衡上必要があると認められるときは、 当該職員には、同項の規定に準じて、通勤手 当を支給する。

(給与の内払)

5 改正後の給与条例の規定を適用する場合に おいては、第1条の規定による改正前の給与 条例の規定に基づいて支給された給与は、改 正後の給与条例の規定による給与の内払とみ なす。

(国の例引用)

6 前項に定めるもののほか、この条例の施行 に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「掲示済」

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第31号

特別職の職員で常勤のものの給与 に関する条例の一部を改正する条 例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の155」を 「100分の170」に改める。 第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の140」を 「100分の147.5」に、「100分の 170」を「100分の162.5」に改め る。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 26年12月1日から適用する。ただし、第 2条の規定は、平成27年4月1日から施行 する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の特別職の職員で常 勤のものの給与に関する条例の規定に基づい て、平成26年12月1日からこの条例の施 行の日の前日までの間に支払われた給与は、 この条例による改正後の特別職の職員で常勤 のものの給与に関する条例の規定による給与 の内払とみなす。

「掲示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市消防団員等公務災害補償条 例の一部を改正する条例 亀岡市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年亀岡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

「掲示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第33号

亀岡市放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定め る条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年

法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
 - (2) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
 - (3) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3 第2項に規定する放課後児童健全育成事業 をいう。

(最低基準の目的等)

- 第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

- 第4条 放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。) は、最低基準を超えて、常に、その設備及び 運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営 をしている放課後児童健全育成事業者におい ては、最低基準を理由として、その設備又は 運営を低下させてはならない。
- 3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係 る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成 事業者に対し、最低基準を超えて、その設備

及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

- 第5条 放課後児童健全育成事業における支援 は、小学校に就学している児童であって、そ の保護者が労働等により昼間家庭にいないも のにつき、家庭、地域等との連携の下、発達 段階に応じた主体的な遊びや生活が可能とな るよう、当該児童の自主性、社会性及び創造 性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、 もって当該児童の健全な育成を図ることを目 的として行われなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の 内容について、自ら評価を行い、その結果を 公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下 「放課後児童健全育成事業所」という。)の 構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生 及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を 払って設けられなければならない。

(暴力団の排除)

- 第6条 放課後児童健全育成事業者は、次のいずれかに該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡

市条例第24号)第2条第4号に規定する 暴力団員等

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第7条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消 火器等の消火用具、非常口その他非常災害に 必要な設備を設けるとともに、非常災害に対 する具体的計画を立て、これに対する不断の 注意と訓練をするように努めなければならな い。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する 訓練は、定期的に行わなければならない。
 - (放課後児童健全育成事業者の職員の一般的 要件)
- 第8条 放課後児童健全育成事業において利用 者の支援に従事する職員は、健全な心身を有 し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉 事業に熱意のある者であって、できる限り児 童福祉事業の理論及び実際について訓練を受 けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及 び技能の向上等)

- 第9条 放課後児童健全育成事業者の職員は、 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図 るために必要な知識及び技能の修得、維持及 び向上に努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、 その資質の向上のための研修の機会を確保し なければならない。

(設備の基準)

- 第10条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむ ね1.65平方メートル以上でなければなら ない。

- 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び 備品等(次項において「専用区画等」とい う。)は、放課後児童健全育成事業所を開所 している時間帯を通じて専ら当該放課後児童 健全育成事業の用に供するものでなければな らない。ただし、利用者の支援に支障がない 場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

- 第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課 後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支 援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれか に該当する者であって、都道府県知事が行う 研修を修了したものでなければならない。
 - (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号) の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学

- 校、中学校、高等学校又は中等教育学校の 教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令 (大正7年勅令第388号)による大学を 含む。)において、社会福祉学、心理学、 教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を 専修する学科又はこれらに相当する課程を 修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸 術学若しくは体育学を専修する学科又はこ れらに相当する課程において優秀な成績で 単位を修得したことにより、同法第102 条第2項の規定により大学院への入学が認 められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸 術学若しくは体育学を専攻する研究科又は これらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育 成事業における支援であって、その提供が同 時に一又は複数の利用者に対して一体的に行 われるものをいい、一の支援の単位を構成す る児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等

の職務に従事している場合その他の利用者の 支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第12条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、 利用者に対し、法第33条の10各号に掲げ る行為その他当該利用者の心身に有害な影響 を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

- 第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童 健全育成事業所において感染症又は食中毒が 発生し、又はまん延しないように必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 (運営規程)
- 第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課 後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する 運営規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所している日及び時間
 - (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - (5) 利用定員
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) 事業の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項 (放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)
- 第16条 放課後児童健全育成事業者は、職員、 財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らか にする帳簿を整備しておかなければならない。 (秘密保持等)
- 第17条 放課後児童健全育成事業者の職員は、 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用 者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第18条 放課後児童健全育成事業者は、その 行った支援に関する利用者又はその保護者等 からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の 必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った 支援に関し、市から指導又は助言を受けた場 合は、当該指導又は助言に従って必要な改善 を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法 (昭和26年法律第45号)第83条に規定 する運営適正化委員会が行う同法第85条第 1項の規定による調査にできる限り協力しな ければならない。

(開所時間及び日数)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課 後児童健全育成事業所を開所する時間につい て、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める時間以上を原則として、児 童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了 の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業 所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童 健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童 健全育成事業所を開所する日数について、1 年につき250日以上を原則として、児童の 保護者の就労日数、小学校の授業の休業日そ の他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに 定める。

(保護者との連絡)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に 利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利 用者の健康及び行動を説明するとともに、支 援の内容等につき、その保護者の理解及び協 力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、市、 児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関 係機関と密接に連携して利用者の支援に当た らなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対 する支援の提供により賠償すべき事故が発生 した場合は、損害賠償を速やかに行わなけれ ばならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法律の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律(平成24年法律第67号)の施行の日 から施行する。

(設備の基準に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する放課後児童 健全育成事業所(以下「既存事業所」とい う。)については、この条例の施行の日から 当分の間、第10条第2項の規定は、適用し ないことができる。

(職員に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から平成32年3月 31日までの間、第11条第3項の規定の適 用については、同項中「修了したもの」とあ るのは、「修了したもの(平成32年3月 31日までに修了することを予定している者 を含む。)」とする。

(支援の単位に関する経過措置)

4 この条例の施行の際既存事業所については、この条例の施行の日から当分の間、第11条 第4項(一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

(運営規程に関する経過措置)

5 この条例の施行の際既存事業所については、 この条例の施行の日から当分の間、第15条 第5号の規定は、適用しないことができる。

(開所時間及び日数に関する経過措置)

6 この条例の施行の際既存事業所については、 この条例の施行の日から当分の間、第19条 第1項第1号の規定は、適用しないことがで きる。

「掲示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市放課後児童健全育成事業の 実施に関する条例の一部を改正す る条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例(平成21年亀岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者の就労等による放課後の家 庭保育が欠ける」を「保護者が就労等により昼 間家庭にいない」に改める。

第3条中「第1学年から第3学年までの」を削る。

第4条第1項第5号中「及びその他の理由で小学校が休校の日」を削り、同条第2項ただし書中「及び学年末休業日にあっては、午前8時30分」を「、学年末休業日及び開設する小学校が休校の日にあっては、午前8時」に改める。

第7条第1項中「別表」を「別表第1又は別 表第2」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一世帯において別表第1及び別表第2を適用する児童がいる場合は、別表第2を適用する児童について別表第2の同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)の額を適用するものとする。

第7条第2項中「別表」を「別表第1及び別 表第2」に改める。

別表を別表第1とし、同表を次のように改め

る。

別表第1 (第7条関係)

区分年間を通じ	5月、6月 10月、 12月、1	11月、	4月、7	月、3月	8	月
て入会する児童	1人会の 場合で 一世以い 2人しての 会合の 場合の も 場合の も は り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	同ら2 一世帯以ての 日 会 し 合 の り の り の り の り の り の り の り の り の り の	1人及びか 会びか 会びか と 会し 会 し 会 し 会 見 是 見 是 見 是 見 是 見 是 見 是 見 是 日 ま り こ の る し る し る ら し る ら し る ら し る ら し る ら り る り る ら り る ら り る り る り る り 。 り る り る り 。 り と り と う と う と う と う と う と う と う と う と	同一世帯か ら2人しての 場か る場の の り り り り り り り り り り り り り り り り り り	1人会の同 会では 一世人しての 2人しての 会に 場に 長に 1子)	同一世帯から2人と う会して る場合の児童 以第2子以 降)
	5,000円	2,500円	6,000円	3,000円	8,000円	4,000円
					F法律第144 Cついては課る	

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第7条関係)

区分	学年始休業	日 (4月)	夏季休業日	日 (7月)	夏季休業日	日 (8月)
小年日業 が年 大年 大年 大年 大年 大年 大年 大年 大年 大年 大	1人 場合 場合 で で で の に の に の は の に の に の の の 最 に の の の の の の の の の の の の の	同ら2人る以外第2人の児子以外第2人の児子以外第2人の児子以外第2人の別子の別子の別子の別子の別子の別子の別子の別子の別の第2人の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の	1人 場合 場合 で の同 の同 り と と し と し に の 最 に の 最 に の 最 に の 最 に の ま に の ま に の ま に の ま に の に 。 に の に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	同一世帯か ら2人しての 場か の り の り 第 2 子 は の り の り の り の り の り の り の り り り り り り	1 人 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	同一世帯から2人で この この この にの にの にの にの にの にの にの にの にの に
, 3,22	2,400円	1,200円	3,700円	1,850円	8,000円	4,000円
	冬季休業日	(12月)	冬季休業日	日 (1月)	学年末休業	日 (3月)
	1人及の 場合と 一世以 2人 会 会 は 場合 電 場合 電 (1子)	同ら2人る以外第一世代以下を選外の第2人はの別の第2子の別の第2年の第2年の第2年の第2年の第2年の第2年の第2年の第2年の第2年の第2年	1 人 場合 場合 で 2 人 と と し は し に の に 。 。 に 。 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	同一世帯か ら2人しての 場か の り の り 第 2 子 は の り の り の り の り の り の り の り り り り り り	1 場一2 会場長 2 会びか上い最(の同ら入る年以ての最(との)を見子(との)をしていまります。	同一世帯か ら2し 入会し る場の リカ の リカ の リカ の リカ の リカ の リカ の リカ の リカ
	1,800円	900円	500円	250円	2,600円	1,300円
			こする。なお、		 D規定による被	按保護世帯及

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行 する。

(対象児童に関する経過措置)

2 第3条に定める亀岡市立小学校に在学する 児童については、この条例の施行の日から当 分の間、亀岡市立小学校に在学する第1学年 から第4学年までの児童とし、第4学年の児 童については、小学校の学年始休業日、夏季 休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみの 入会とする。

「掲示済」

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例をここに 公布する。

平成26年12月17日

\$ \$\text{\$\text{\$\text{\$\pm\$}}\$}\$ \$\text{\$\text{\$\pm\$}}\$ \$\text{\$\pm\$}\$ \$\text{

亀岡市条例第35号

亀岡市新火葬場整備検討審議会条 例

(設置)

第1条 本市の新火葬場の整備構想等について 検討するため、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第138条の4第3項の規定に基 づき、亀岡市新火葬場整備検討審議会(以下 「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲

げる事項について審議する。

- (1) 新火葬場の整備構想に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新火葬場の整備に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市 長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の役員又は構成員
 - (3) 公募の市民
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長 となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、 会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、 可否同数のときは、議長の決するところによ る。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

- 第6条 審議会に幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事 務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境市民部において 処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会 の運営に関し必要な事項は、市長が別に定め る。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第36号

亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例

亀岡市国民健康保険条例(昭和34年亀岡市 条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者 に係る亀岡市国民健康保険条例第7条の規定 による出産育児一時金の額については、なお 従前の例による。

「掲示済」

亀岡市総合農政計画審議会条例の一部を改正 する条例をここに公布する。

平成26年12月17日

鲁岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第37号

亀岡市総合農政計画審議会条例の 一部を改正する条例

亀岡市総合農政計画審議会条例(昭和46年 亀岡市条例第21号)の一部を次のように改正 する。

第3条第2項中「、市議会議員」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市耕地事業等分担金徴収条例の一部を改 正する条例をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第38号

亀岡市耕地事業等分担金徴収条例 の一部を改正する条例

亀岡市耕地事業等分担金徴収条例(昭和41年亀岡市条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例 第1条及び第2条中「耕地事業」を「土地改 良事業」に改める。

第3条中「耕地事業」を「土地改良事業」に 改め、「受ける者」の次に「(以下「納付義務 者」という。)」を加え、同条ただし書を削る。 第4条第1項中「(次項に規定するものを除 く。)」を削り、「府」を「京都府」に、「耕 地事業」を「土地改良事業」に改め、同条第2 項を削る。

第5条第1項中「耕地事業等の着手前とし」を「土地改良事業ごとに定め」に、「納入」を「納付」に、「次条に規定する」を「次条の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 納付義務者は、当該土地改良事業等の着手 前に、分担金の納付を確約する旨の書面を提 出するものとする。

第9条を第11条とし、同条の前に次の1条 を加える。

(分担金等の督促等)

第10条 分担金等(第3条の分担金及び第7

条の特別徴収金をいう。以下同じ。)を納付期日までに納付しない者がある場合の取扱いは、亀岡市税外収入滞納金督促条例(昭和40年亀岡市条例第1号)の定めるところによる。

2 前項の規定により督促を受けた者が督促状 に指定する期日までに納付すべき分担金等を 納付しない場合の地方自治法第231条の3 第3項の規定による滞納処分については、市 税徴収の例による。

第7条を第9条とし、第8条を削り、第6条 の次に次の2条を加える。

(特別徴収金の徴収)

第7条 市長が指定する土地改良事業等の施行に係る地域内の農地が、法第113条の2第2項又は第3項の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に京都府知事(以下「知事」という。)が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に、農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき法第3条に規定する資格を有する者から特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第8条 前条の特別徴収金の額は、当該特別徴収金に係る土地改良事業等について、国及び京都府の補助金並びに市が負担した費用の合計額を第4条に規定する分担金の算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。

附則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市都市計画審議会条例の一部を改正する 条例をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第39号

亀岡市都市計画審議会条例の一部 を改正する条例

亀岡市都市計画審議会条例(平成12年亀岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

第2条第4項を第5項とし、第3項を第4項 とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の 1項を加える。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市議会の議員
 - (3) 関係行政機関の役職員
 - (4) 市民

附則

この条例は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する 条例をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第40号

亀岡市営特定目的住宅条例の一部 を改正する条例

亀岡市営特定目的住宅条例(昭和43年亀岡 市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表亀岡市曽我部町穴太の項中「9」を「8」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

「掲示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第41号

議会の議員の議員報酬及び費用弁 償等に関する条例の一部を改正す る条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24 号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を 「100分の170」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。 第5条第2項中「100分の140」を 「100分の147.5」に、「100分の 170」を「100分の162.5」に改め

附則

る。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 26年12月1日から適用する。ただし、第 2条の規定は、平成27年4月1日から施行 する。

(期末手当の内払)

2 この条例による改正前の議会の議員の議員 報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基 づいて、平成26年12月1日からこの条例 の施行の日の前日までの間に支払われた期末 手当は、この条例による改正後の議会の議員 の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規 定による期末手当の内払とみなす。

「掲示済」

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市議会委員会条例の一部を改 正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「環境厚生常任委員会 8人」を 「環境厚生常任委員会 7人」に、「産業建設 常任委員会 8人」を「産業建設常任委員会 7人」に改める。

附則

この条例は、平成27年2月5日から施行する。

「掲示済」

規則

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第29号

期末手当及び勤勉手当支給規則の 一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和 52年亀岡市規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

第8条第1項中「100分の135」を 「100分の150」に、「100分の 175」を「100分の190」に改め、同 条第2項第1号中「100分の27」を 「100分の33」に、「100分の35」 を「100分の41」に改め、同項第2号中 「100分の41」を「100分の 49.5」に、「100分の53」を 「100分の61.5」に改め、同項第3号 中「100分の47」を「100分の 57.75」に、「100分の61」を 「100分の71.75」に改め、同項第4 号中「100分の54」を「100分の 66」に、「100分の70」を「100分 の82」に改め、同項第5号中「100分の 61」を「100分の74.25」に、 「100分の79」を「100分の 92.25」に改める。

第8条の2第1項中「100分の65」を 「100分の70」に、「100分の85」

を「100分の90」に改め、同条第2項第 1号中「100分の13」を「100分の 15」に、「100分の17」を「100分 の19」に改め、同項第2号中「100分の 20」を「100分の22.5」に、 「100分の26」を「100分の 28.5」に改め、同項第3号中「100分 023」を「100分026. 25」に、 「100分の30」を「100分の 33.25」に改め、同項第4号中「100 分の26」を「100分の30」に、 「100分の34」を「100分の38」に 改め、同項第5号中「100分の29」を 「100分の33.75」に、「100分の 38」を「100分の42.75」に改める。 第2条 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部 を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の33」を「100分の30」に、「100分の41」を「100分の38」に改め、同項第2号中「100分の49.5」を「100分の45」に、「100分の61.5」を「100分の57」に改め、同項第3号中「100分の57.75」を「100分の66.5」に改め、同項第4号中「100分の66.5」に改め、同項第4号中「100分の66]を「100分の60」に、「100分の82」を「100分の74.25」を「100分の67.5」に、「100分の92.25」を「100分の85.5」に改める。

第8条の2第2項第1号中「100分の 15」を「100分の14」に、「100分 の19」を「100分の18」に改め、同項 第2号中「100分の22.5」を「100 分の21」に、「100分の28.5」を 「100分の27」に改め、同項第3号中 「100分の26.25」を「100分の24.5」に、「100分の33.25」を「100分の31.5」に改め、同項第4号中「100分の30」を「100分の28」に、「100分の38」を「100分の36」に改め、同項第5号中「100分の33.75」を「100分の31.5」に、「100分の42.75」を「100分の40.5」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成26 年12月1日から適用する。ただし、第2条の 規定は、平成27年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第30号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部 を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則(平成8年亀岡市 規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ

14,000円(1,925円)	241,900円(8,341円)
15, 100円(2, 082円)	261,700円(9,022円)

を

14,050円(1,932円)	242,800円 (8,372円)
15,200円(2,090円)	262,700円(9,056円)

に改める。

附則

(施行期日等)

 この規則は、公布の日から施行し、平成 26年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

2 この規則による改正前の亀岡市非常勤職員 取扱規則の規定に基づいて支給された報酬は、 この規則による改正後の亀岡市非常勤職員取 扱規則の規定による報酬の内払とみなす。

「掲示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改 正する規則をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第31号

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「30,000円」を「16,000円」に改める。 別記第9号様式及び別記第13号様式を次のように改める。

第9	号様式(第16条	関係)											
	国民領	建康保 [食食事	療養標	準負	担額》	咸額認	尼定		部	县	係	長	担当
				質適用・ 険 限 /					⋾請書					
被伊	R 険者証言	己号番号	亀	_										
111.	# -	住 所	亀岡市	ī			<u>-</u>							
世	带主	氏 名					印	生年月	日	4	年	月	日	男・女
適月	用・減額	氏 名						生年月	日	2	年	月	日	男・女
対	象者	世帯主と	との続柄	i				電話番	号	()	_	-	
% .5	長期入院	該当・非	非該当							の月以前: 間に限る)		月の力	、院 ほ	日数
	申請日の	つ前1年間	間の入院	E期間 (日	数)			年	月	日	から			日間
1		. 133 - 111	4 - 7 - 17.	2//3/1-9 (1-				年	月	目	まで			
	入院をし	た保険 図	医療機関	等	-	名 称								
					,	所在地		年	月	н.	から			
	申請日0	り前1年間	間の入院	E期間(日	数)			年	月		まで			日間
2					:	 名 称								
	入院をし	_レ た保険日	医療機関	等	j	所在地								
	由諸日の	つ前1年間	男の入院	E期間 (日	坐 分)			年	月	日	から			日間
3	11.111 11.4	/ I I I I I I	-1, -> > < >)	DANIEL (H	907			年	月	日	まで			H 11-3
	入院をし	た保険 図	医療機関	等		名 称								
					J	所在地						年	月	B
		下記は	こ掲げる	当該認定	を受け	ようとつ	よる者σ)属する	世帯(の世帯主	及び・	•		
				年度								C -> p	- 113 V	-/I-I / W
l '	T村長が 月する欄				`				`					`
`	,				`		Lames I. I. E		`					`
							市町村長	(名						<u>印</u>
次の	り欄に申記	青者は記え	人しない	でくださ	い。	一般	退職本	人 退職	扶養	マル老詞	该当	【65 ~ €	59歳石	准認要】
交仆	1年月日		年	月	日	発 䓖	期 月	1		年	月		日	処理欄
有	効期限	. N. Nadorina a	年		日 		入院該当	_	1100	年	月		日	,,,
*i	箇 用区分			該当 3高齢 7上位6007					村民税	□非課□非自			帯	
				ェ) 0若低(打						口その)	
※道	11用区分	70歳以」 70歳以」			(低所得) (低所得		公的年金公的年金			「円以上の 「円以下の			-	

1999 1999	ĸ	公客										公香費号					公香費号		
(全) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (4																			
(今部)		養期間	,)))	,)		養期間)	,	,	_	養期間		
(余)	算等判定欄	入窓の別					•		•			入院の別	入院・外来歯科・調剤	入院・外来歯科・調剤	入院・外来歯科・調剤	_	入窓の別	入院·外来 歯科·調剤	定床病名
15k1 2 連合会報付	高額療養費 世帯合																		
(2章) 高額線業費貸付状況 (2章) (2	12	新	•		•							流	•				花		世
1985年 19	箱春春										養費	参					参		2.4.年日日
1	100	7 —									邢上		.,			派			- 5
ド			一般	70機以上	退職70歳以上		退職70歳以上	一般	700級以上	退職 70歳以上		過機器の記載	一般 退職 70歳以上		- 70 - 8 - 8 - 8 - 7 - 8 - 8 - 9 - 9 - 9 - 9 - 9 - 9 - 9 - 9	(長期疾	退職の別別	一般 追職 70歳以上	中
R	(表) (表) (養費貸付款況 係員 保險料 受付印 (合質)	1 2 3 4 </td <td>Es 老・障・子・乳 日民健康保険高額療養費支給申請書 年月分診療分</td> <td>御田帯田ののである。</td> <td>3.4、14-7.1 十 7 1 10 11</td> <td>茶</td> <td>の名称及び所在地 肝 在 地 年 日 日かた 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</td> <td>の 病 院 等 で へ 死 十 カ 日が・3 日間 業を受けた期間 外 来 同月 日まで 日間</td> <td>の期間に受けた激に対し機能</td> <td>療費につき公費 担がありますか あ る ・ な い ありましたか)</td> <td>(合質)</td> <td></td> <td>5.2.1 — 所</td> <td>氏名 TEL () 個</td> <td>療養費の受倒を 月 日 日 市井士 氏名 (回</td> <td>## 年度市民税票税 + + 中 年度市民税票税</td> <td>Acta-decrees Characteristics Acta (Fift) Acta (Fift) Characteristics Acta (Fift) Characteristics Acta (Fift) Characteristics Characteristics</td> <td>210下 若年低所 一定以上 確認印</td> <td>一 般</td>	Es 老・障・子・乳 日民健康保険高額療養費支給申請書 年月分診療分	御田帯田ののである。	3.4、14-7.1 十 7 1 10 11	茶	の名称及び所在地 肝 在 地 年 日 日かた 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の 病 院 等 で へ 死 十 カ 日が・3 日間 業を受けた期間 外 来 同月 日まで 日間	の期間に受けた激に対し機能	療費につき公費 担がありますか あ る ・ な い ありましたか)	(合質)		5.2.1 — 所	氏名 TEL () 個	療養費の受倒を 月 日 日 市井士 氏名 (回	## 年度市民税票税 + + 中 年度市民税票税	Acta-decrees Characteristics Acta (Fift) Acta (Fift) Characteristics Acta (Fift) Characteristics Acta (Fift) Characteristics Characteristics	210下 若年低所 一定以上 確認印	一 般

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行 する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に出産した被保険者 に係る亀岡市国民健康保険条例施行規則第 19条第1項の規定による出産育児一時金の 加算額については、なお従前の例による。

「掲示済」

告示

亀岡市告示第235号

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者 住宅等支援事業補助金交付要綱を次のように定 める。

平成26年12月1日

亀岡市長 栗山正隆

大規模自然災害に係る亀岡市地域 再建被災者住宅等支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより、地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、被災住宅の再建等を行う者に対し、その費用の一部について亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
 - (1) 大規模自然災害 被災者生活再建支援法 (平成10年法律第66号。以下「支援 法」という。)第2条第1号に規定する自 然災害(以下「自然災害」という。)で あって、次のいずれかに該当するもの(大 規模災害からの復興に関する法律(平成

25年法律第55号)第2条第9号に規定 する特定大規模災害等に該当する自然災害 その他市の区域内(以下「市内」とい う。)で発生した著しく異常かつ激甚な自 然災害であって市長が別に定めるものを除 く。)をいう。

- ア 支援法第2条第2号に規定する政令で 定める自然災害を生じさせた異常な自然 現象により住宅の被害(その被害が住宅 の床上に達しない程度の浸水により生じ たものである場合における当該被害を除 く。以下同じ。)が発生した場合におけ る、当該自然現象により生じた自然災害 (市内における住宅の被害に限る。イに おいて「支援法適用等災害」という。) であって、イの自然災害に該当しないも
- イ 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおけるこれらの自然災害(市内における住宅の被害に限る。)
- (2) 全壊 次に掲げる被害の程度のいずれか に該当するものをいう。
 - ア 住宅全部の倒壊又は流失
 - イ 補修により居住することができる住宅 の状態に復旧をすることができない又は 当該復旧をすることが著しく困難である と認められる次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの

- (ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積 が当該住宅の延べ床面積の70パーセ ント以上に達するもの
- (4) 災害の被害認定基準について(平成 13年6月28日府政防第518号内 閣府政策統括官(防災担当)通知)に 係る運用指針(以下「運用指針」とい う。)を適用して算出した、住宅の主 要な構成要素に係る経済的被害を示す 値が住宅全体の経済的価値を示す値の 50パーセント以上に達するもの
- (3) 大規模半壊 次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの(全壊に該当するものを除く。)のうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるものをいう。
 - ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が 当該住宅の延べ床面積の50パーセント 以上70パーセント未満であるもの
 - イ 運用指針を適用して算出した、住宅の 主要な構成要素に係る経済的被害を示す 値が住宅全体の経済的価値を示す値の 40パーセント以上50パーセント未満 であるもの
- (4) 半壊 補修により居住することができる 住宅の状態に復旧をすることが可能と認め られる、次に掲げる被害の程度のいずれか に該当するもの(全壊又は大規模半壊に該 当するものを除く。)をいう。
 - ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が 当該住宅の延べ床面積の20パーセント 以上70パーセント未満であるもの
 - イ 運用指針を適用して算出した、住宅の 主要な構成要素に係る経済的被害を示す 値が住宅全体の経済的価値を示す値の

- 20パーセント以上50パーセント未満 であるもの
- (5) 一部破損 住宅の被害が半壊に達しない 程度のもの(住宅の床上に達しない程度の 浸水により生じた程度のものを除く。)を いう。
- (6) 床上浸水 住宅の床上以上に達した程度 の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、その住宅に一時的に居住する ことができなくなった程度のもの(住宅の 床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、当該住宅 に一時的に居住することができなくなった と認められるものに限る。)をいう。
- (7) 被災住宅 大規模自然災害により第2号 から前号までに掲げる程度の被害を受けた 市内に存する住宅で、当該大規模自然災害 が発生した時に主たる居住の用に供されて いたものをいう。
- (8) 被災住宅の再建 市内において、被災住 宅に代わる住宅の新築、購入若しくは補修 又は被災住宅の補修を行うことをいう。
- (9) 被災住宅に代わる住宅の賃借 市内において、被災住宅に代わる住宅として居住するための住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借することをいう。
- (10) 被災住宅の再建等 被災住宅の再建又は 被災住宅に代わる住宅の賃借をいう。
- (11) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する 世帯の世帯主をいう。
- (12) 支援金 支援法第3条第1項に規定する 支援金で、当該大規模自然災害に関し支援 対象者が受けることができるものをいう。
- (13) 新築・購入費 被災住宅に代わる住宅の 新築工事費又は購入費(購入後直ちに行う 補修工事費を含み、土地の取得費を除 く。)をいう。

- (14) 補修費 被災住宅又は被災住宅に代わる 住宅の補修工事費をいう。
- (15) 賃借費 被災住宅に代わる住宅の賃借に 係る経費をいう。
- (16) 解体費等 被災住宅の解体若しくは除却 又はその敷地内の土地の整地に係る経費を いう。
- (17) 住宅再建経費 支援対象者が支出する第 13号から前号までに掲げる経費をいう。
- (18) 住宅再建関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関連する経費(住宅再建経費に該当する経費を除く。)として市長が必要と認める経費であって、支援対象者が支出するものをいう。
- (19) 支援対象経費 前2号に掲げる経費で当該大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建等に必要な期間として市長が別に定める期間内にその支払が完了するもの(第15号に掲げる経費にあっては、当該期間の末日が属する月の前月分までの住宅の賃借に係る経費に限る。)をいう。
- (20) 補助金 被災住宅の再建等のために交付 する補助金で支援対象経費を補助の交付の 対象とするものをいう。

(補助対象事業等)

- 第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助 対象事業」という。)は、支援対象者に対し 支援対象経費について補助金を交付する事業 とする。
- 2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる支援対象経費の区分に応じ当該各号に定める経費とする。
 - (1) 住宅再建経費 別表の補助対象事業の欄

に掲げる補助対象事業の内容及び同表の支援対象者の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に掲げる経費

- (2) 住宅再建関連経費 支援対象者に対し住 宅再建関連経費について補助金を交付する 場合における当該補助に要する経費(支援 対象者につき住宅再建関連経費が5万円を 超える場合、当該超える額については補助 の対象としない。)
- 3 一の大規模自然災害に関し、支援対象者に 対し住宅再建経費及び住宅再建関連経費のい ずれの経費についても補助金を交付する場合 において、当該補助に要した経費の額が当該 支援対象者に係る別表の基準限度額の欄に掲 げる額を超えるときは、前項の規定にかかわ らず、当該超える額については、補助の対象 としない。
- 4 補助金の額は、千円単位とし、端数は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 規則第5条第1項の補助金等交付申請 書は、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建 被災者住宅等支援事業補助金交付申請書(別 記第1号様式。以下「申請書」という。)に よるものとし、支援対象者は、市長が別に定 める期日までに提出しなければならない。
- 2 申請書に添付しなければならない書類は、 次に掲げる書類とする。ただし、市長が別の 方法等により確認できることとして添付しな いことを認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 罹災証明書(写し)
 - (2) 支援対象者の住民票に記載された事項を 証明した書類
 - (3) 支援対象経費の額を確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類 (交付の条件)
- 第5条 支援対象者は、交付決定後に事業の遂 行が困難となった場合には、速やかに市長に

報告してその指示を受けるものとする。 (交付の決定)

第6条 規則第6条第3項の規定による通知は、 大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者 住宅等支援事業補助金交付決定通知書(別記 第2号様式)により行うものとする。

(交付の変更申請)

- 第7条 支援対象者は、第4条の規定により提出した申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書(別記第3号様式。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、変更しようとする内容が、次の各号のいずれかにのみ該当する場合にあっては、この限りでない。
 - (1) 被災住宅の再建に係る経費の額(補助金の額の変更を伴わないものに限る。)
 - (2) 工事着手年月日及び工事完了(予定)年 月日(工事完了(予定)の年度の変更を伴 わないものに限る。)
- 2 変更申請書に添付しなければならない書類 は、第4条第2項に掲げるもののうち、当該 変更に係る書類とする。

(実績報告)

- 第8条 規則第10条の補助事業等実績報告書は、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被 災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼補助 金支払請求書(別記第4号様式。以下「実績 報告書」という。)によるものとする。
- 2 実績報告書に添付しなければならない書類 は、補助対象経費の確定額及び当該経費を補 助対象者が支払ったことを確認できる書類と する。

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第11条の規定による通知は、大 規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住 宅等支援事業補助金確定通知書(別記第5号 様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の通知後に補助金を交付する。ただし、支援対象者が被災住宅の再建に要する経費に充てる必要があると認めるときは、通知前に市長が認める範囲内で補助金を交付することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金 の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から実施し、平成26 年8月8日以降に着手した被災住宅の再建について適用する。

別表 (第3条関係) 住宅再建経費の補助対象経費及び基準限度額等

平成27年1月15日発行

	200	150	150	50	75	40		150	100
	全쨿	大規模 半 壊		一部破損 又は 床上浸水	分類	大規模	計	今	至大半 規 機模機
る場合 当該掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の場合の区 分に広じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの相宅再構経費 の額から支援金の額を控除した額 が50万円以上の場合 50万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費 の額から支援金の額を控除した額 が50万円以上の場合 在宅再建経費 が50万円未満の場合 住宅再建経費 が50万円未満の場合 住宅再建経 数50万円未満の場合 住宅再建経 費の額から支援金の額を控除した額 額	支援対象者ごとの住宅再建経費の額	に3分の1を乗じて得た額(当該額が 次に掲げる場合に該当するときは、そ	れぞれ次に定める額)		支援対象者ごとの住宅再建経費(新	~	いものに限る。以下この頃において同 こ。の額に3分の1を乗じて得た額か 5支援金の額を経除した額 (当該額が 次に掲げる場合に該当するときは、そ れぞれ次に定める額) 0基準原度額の欄に掲げる被害の程 度に応じ、それぞれ支援対象者にと る場合 当該44万名額 を の場から支援金の額を辞した額 か25万円未満の場合 次の場合の区 分に応じ、それぞれなに応める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費 の額から支援金の額を辞にした額 が25万円以上の場合。 3万円以上の場合。 7 支援対象者ごとの任宅再建経費 の額から支援金の額を辞にした額 が25万円以上の場合。 3万円未満の場合。 3万円未満の場合。 3万円未満の場合。 3万円未満の場合。 3万円に対しに が25万円以上の場合。 3万円に対した が25万円以上の場合。 3万円に対した が25万円以上の場合。 3万万円以上の場合。 3万万円に対した。 3万万円を対象を記した額 が25万円に対した。 3万万円に対した。 3万万円に対した。 3万万円に対した。 3万万円に対した。 3万万円に対した。 3万万円に対した。 3万万円に対した。 3万万円に対した。 3万万円に対した。 4月の前を発達した額 が25万円に対した。 4月の第25万円を対した。 4月の前を発達した額 が25万円を対象をの額を控除した額 が25万円未満の場合。 4月の前を発達した額 が25万円未満の場合。	(現立) (日本) 日本	文技が象有ことの圧を内種能質の額 次に3分の1を乗じて得た額(当該額が 次に掲げる場合に該出すときは、そ れぞれ次に定める額) (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程 度に応じ、それぞれ支援対象者ごと の基準限度額の欄に掲げる額を超え る場合 当該掲げる額 (2) 25万円未満の場合 次の場合の区 分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再連経費 の額が25万円以上の場合 25万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費 の額が25万円以上の場合 25万円 の額が25万円以上の場合 25万円 の額が25万円以上の場合 25万円 の額が25万円以上の場合 25万円
	その他の支援	対象者					る支援対象対象	マの年の世辞	かの者の 対 参 本 の ン 文 放
					3 被災住宅	に代わる住	と の		

基 準 限度額 (万円)	100	300 250 50 50	000
被害の 程 度	全 大 来 機 概	+ 大規模 株 株 株 株 株 株 株 株 株	全 共 株 株 株 株
# 1	支援対象者ごとの住宅再連経費(新築・購入費が含まれているものに限る。以下この頃において同じ。)の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を投除した額(当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に店がる場合に応じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる被号の程度に応じ、それぞれ支援対象者ごとの表書・当該場合・当該場合、それぞれ次に定める額をによる。50万円未満の場合、次の場合の区分に応じ、それぞれがに定める額が50万円以上の場合。50万円イ本援数者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円未満の場合。50万円イ本援が多者ごとの住宅再建程費の額から支援金の額を控除した額が50万円共満の場合。50万円イ本援が多者ごとの住宅再建程費の額から支援金の額を控除した額が50万円未満の場合。1位宅再建経費の額が50万円未満の場合。1位毛再建程費の額が50万円未満の場合。1位宅再建経費の額が50万円未満の場合。1位宅再建経費が50万円未満の場合。1位宅再建程費が50万円未満の場合。1位宅再建経費が50万円未満の場合。1位宅再建経費を終めたる数を控除した額額	支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額(当該額が次に場付る場合に該当するときは、それぞれ次に定める額) (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、それぞれを接対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる額を超える場合・当該掲げる額(2) 50万円未満の場合、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額ア、支援対象者ごとの住宅再建経費での額が50万円以上の場合・50万円以上の場合・50万円以上の場合・50万円以上の場合・50万円以上の場合・50万円以上の場合・50万円が高が50万円以上の場合・50万円が高級資金で	修こをし当川支費の乗たす。
大 接 対象者	及 後 後 を を 受 い い い い な 後 を を 受 い い い い い い い い い い な な な な な な な な な	その他の支援 対象者	支援金を受けることができることができる支援対象者
補助対象事業	1 被災住宅 に代わる由 宅の新築又 は購入 乗入		2 被災住宅 又は被災住 化 おいけん かい はん はい

関連経費の額 支援金の額 交付申請額 工事着手年月日 工事着手年月日 年月日 年月日 審査機 (配入しないマくだきい)		(係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付を受け が選付 (保護) (保護) (保護) (保護) (保護) (保護) (保護) (保護)	第2号様式 (第6条関係) 様	
交付申請額 工事着手年月日 年月日 工事完了(予定) 年月日 年月日 日 審査欄 (電込しないでください)	関連経費の支援後の	E E		
工事着手年月日 年月日 工事完了 (予定) 年月日 番 査 欄 (部入しないでください)	及 及 体 由 出			
審査(記入しないでくださ	工事着手年月 工事完了(予定 年 月	E E		
	審査 (記入しないでくださ			

Ш 皿 #

田

第3号様式 (第7条関係)

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた大規模自然災害 に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金を下記のとおり変更したいので、大規模自然災害に 係る亀岡市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申

(宛先) 亀岡市長

밅

75

Ř

2

ıf

請します。

名

出

艸

⊞-

ш

щ

#

第4号様式 (第8条関係)

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等 支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書

(宛先) 亀岡市長

に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金について、下記のとおり実施したので、大規模自然 災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金について、下記のとおり実施したので、大規模自然 て報告します。 号で交付決定を受けた大規模自然災害 無 日付け亀岡市指令 皿 #

	a			-			賃借 ものを○で囲んでください。)		E	臣	E	E	口座種別		
				電話番号 -		年 月 日	購入 ・ 補修 (該当するも							フリガナロ座名職	=
		∓621-	亀岡市				・	亀岡市					金融機関名 及び支店名	口座番号	(記入したいたくがない)
S 0 15 th	1 報告者氏名	I	2 報告者住所		3 大規模災害の 8 名 新	4 完了年月日	5 被災住宅の 再 建 内 容	6 再建した住宅の6 所 在 地	7 住宅再建経費の額	8 住宅 再建 関連経費の額	9 支援金の額	10 交付決定額	+	11 指 た り 2 相	いた には 一般 単光 はいい

(該当するものを○で囲んでください。)

補修

購入

新築

の容

 $\mathbb{H}^{\mathbb{K}}$

災建

被再

一部破損又は床上浸水

米

大規模半壊

分壊

 $\langle R \rangle$

|X|

6 #

 \approx

被

害の称

大規模自然災₃名

電話番号

亀岡市

币

Щ

种

艦

#

∓621-

=

(該当するものを○で囲んでください。)

E

建額

金額

住民

刪

6 再動 籀

0

金 ⊞-

巌 $\stackrel{\leftarrow}{\mathbb{Z}}$

赵

10

額

肥

K

 \mathbb{E}

亀岡市

被災住宅と同一地の 場合は記入不要です。

再建する住宅の 所 在 地

住宅再建経費の額

亀岡市

被災住宅の所在地

田

Ш

皿

#

Ш

щ

#

工事完了 (予定) 年 月 日

13

工事着手年月日

12

審 査 欄 (記入しないでください)

14

田

		E
補助対象経費		住宅再建関連経費(8)
	H	E
補助対象経費	支援対象外金額	住宅再建経費 (7)

E

添付書類 | 確定した再建費を確認できるもの (領収書の写し又はそれに代わるもの)

ください。
変更後の内容を記入して
ては該当する項目のみ、
3欄から11欄について
*

第 年 用 田	亀岡市長	年度大規模自然災害に係る 亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金確定通知書	年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定した大規模自然災害に係 る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知し ます。 なお、補助金については、指定の金融機関に振り込みます。	足	Æ	E		「掲示済」
第5号様式(第9条閥係)	兼	年度大規 亀岡市地域再建被災者住宅	年 月 日付け亀岡市指令 第る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金については、「ます。なお、補助金については、指定の金融機関に振り込みます。		1 交付決定額	2 確定額 (交付額)		

亀岡市告示第236号

建設工事の競争入札参加資格及び資格審査の 申請について等の一部を改正する告示を次のよ うに定める。

平成26年12月1日

亀岡市長 栗山正隆

建設工事の競争入札参加資格及び 資格審査の申請について等の一部 を改正する告示

(建設工事の競争入札参加資格及び資格審査 の申請についての一部改正)

第1条 建設工事の競争入札参加資格及び資格 審査の申請について(昭和39年亀岡市告示 第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第13号を第14号とし、 第12号の次に次の1号を加える。

(13) 使用印鑑届

第6条第2項中「同項」を削り、同項中第 8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を 加える。

(8) 使用印鑑届

第9条第6号中「の変更」を削り、同条に 次の1号を加える。

(7) 使用印鑑

(物品に関する競争入札参加資格及び審査等 に関する要綱の一部改正)

第2条 物品に関する競争入札参加資格及び審 査等に関する要綱(平成16年亀岡市告示第 188号)の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を第7号とし、第5号の次 に次の1号を加える。

(6) 使用印鑑届

第8条第5号中「取引」を削る。

(測量・建設コンサルタント等の入札参加資格、資格審査の申請及び業者選定に関する要綱の一部改正)

第3条 測量・建設コンサルタント等の入札参加資格、資格審査の申請及び業者選定に関する要綱(平成7年亀岡市告示第63号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第11号を第12号とし、 第10号の次に次の1号を加える。

(11) 使用印鑑届

第4条第2項中第2号を第5号とし、第5号の前に次の2号を加える。

- (3) 業者カード
- (4) 使用印鑑届

第4条第2項中第1号を第2号とし、第2 号の前に次の1号を加える。

- (1) 技術者経歴書第7条に次の1号を加える。
- (7) 使用印鑑

附則

この告示は、告示の日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第237号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年12月4日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1601-23004

- 1 保 険 者亀岡市(26-007-5)京都府亀岡市安町野々神8番地
- 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日平成26年12月4日

「掲示済」

亀岡市告示第238号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年12月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1102-32002

- 1 保 険 者 亀岡市(26-007-5) 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日平成26年7月14日
- 3 無効になる日平成26年12月8日

亀岡市告示第239号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成26年12月9日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	光泽子で事紀	送達を受けるべき者	
	送達する書類	住 所	氏 名
1	督促状 平成26年度第3期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成26年度第3期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成26年度第3期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成26年度第3期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成26年度第3期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成26年度第3期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成26年度第3期分 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成26年度第3期分 市府民税	省略	省略
9	督促状 平成26年度第3期分 市府民税	省略	省略
10	督促状 平成26年度第3期分 市府民税	省略	省略
11	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第240号

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月9日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「掲示済」

亀岡市告示第241号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年12月10日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1112-61030

1 保険者

亀岡市(26-007-5) 京都府亀岡市安町野々神8番地 2 交付した日

平成26年10月11日

3 無効になる日

平成26年12月10日

「掲示済」

亀岡市告示第242号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年12月18日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9 条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 撤去した区域JR亀岡駅前自転車放置禁止区域JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時平成26年12月18日(木)午後1時~午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 4台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日~土曜日 午前10時~午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住 所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台 2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置 保管期間を経過しても引き取りのない自転 車は、関係法令の規定により処分する。
- ※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課 電話0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第243号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0113-12048

- 1 保 険 者亀岡市(26-007-5)京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日平成26年4月1日
- 3 無効になる日 平成26年12月22日

「掲示済」

亀岡市告示第244号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1122-25005

- 1 保 険 者亀岡市(26-007-5)京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日平成26年4月1日
- 3 無効になる日平成26年12月25日

「掲示済」

亀岡市告示第245号

亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金 交付要綱を次のように定める。

平成26年12月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市ものづくり産業経営安定化 支援助成金交付要綱 (目的)

第1条 この要綱は、市内の商工業者が、経営の合理化及び生産の増進を図り、地域経済の活性化を促進するため、自己の事業の用に供する機械及び装置(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第3号及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2に規定するものをいう。以下「機械等」という。)を更新又は新たに取得した場合、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付し、商工業者の経営安定化に資することを目的とする。

(交付対象)

- 第2条 亀岡市ものづくり産業経営安定化支援 助成金(以下「助成金」という。)の交付対 象者は、亀岡市に所在する事業所(亀岡市が 管理する事業所及び管理を委託する事業所を 除く。)で、次の各号に該当する事業所を有 する商工業者とする。ただし、亀岡市企業立 地促進条例(平成17年亀岡市条例第22 号)の適用を受けている期間にあっては交付 の対象としない。
 - (1) 1 機 械 等 の 取 得 価 格 が 10,000,000円以上であること。
 - (2) 亀岡市税条例(昭和30年亀岡市条例第39号)第57条第7項の償却資産課税台帳に登録されていること。
 - (3) 市税に滞納がないこと。 (助成金の額)
- 第3条 助成金の額は、取得した機械等に係る 固定資産税額に相当する額以内で市長が認定 した額とし、その交付は1機械等につき1回 限りとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、機械等を取得し

た年の翌々年の1月末までに次に掲げる書類 を添えて、亀岡市ものづくり産業経営安定化 支援助成金交付申請書(別記第1号様式)を 市長に提出しなければならない。

- (1) 取得機械等の写真
- (2) 取得機械等の配置図
- (3) 取得機械等の償却資産申告書(償却資産 課税台帳)及び種類別明細書の写し
- (4) 償却資産種類別明細書兼課税台帳(評価調書)
- (5) 市税完納証明書(申請日現在)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査して、その適否を亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の時期)

第6条 助成金の交付の時期は、当該機械等に 係る初年度の固定資産(償却資産)税の課税 年度とし、かつ、当該年度の固定資産(償却 資産)税の納付を完了した日以降とする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、虚偽の申請又は不正な行為で 助成金の交付を受けた者があるときは、当該 交付の決定を取り消し、又は既に交付した助 成金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金 の交付に関し必要な事項は、市長が別に定め る。

附則

この要綱は、平成27年1月2日から実施する。

91記第1号様式 (第4条関係) (宛先) 亀岡市長のづくり産業経営安定化支援助成金交付申請書 亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付申請書 亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付申請書 主 な 用
--

亀岡市告示第246号

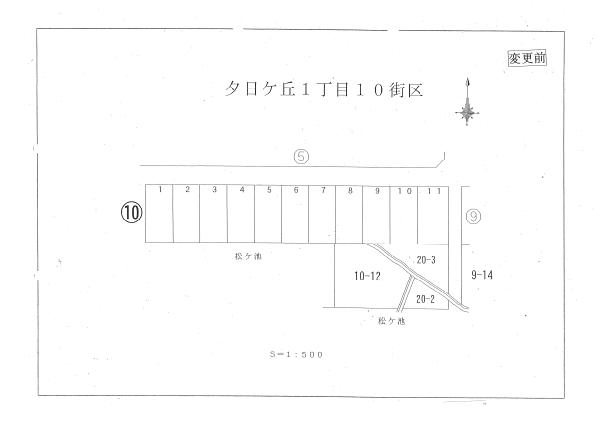
亀岡市住居表示に関する条例(昭和41年亀岡市条例第38号)第2条の規定により、次のとおり告示する。

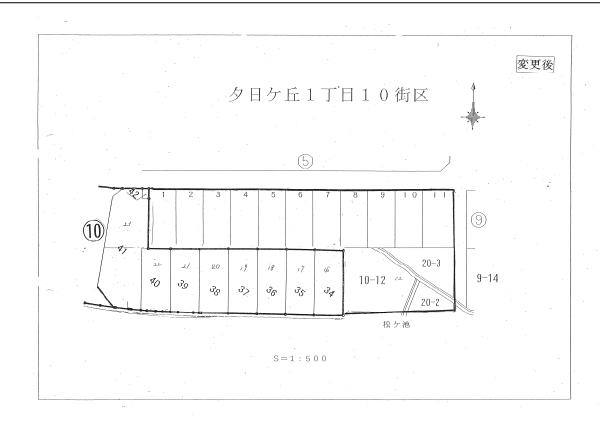
平成26年12月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 変更する街区
 - 亀岡市篠町夕日ケ丘1丁目10街区
- 2 変更後の街区区域及び街区附号 別図のとおり
- 3 実施期日

平成26年12月26日





「掲示済」

亀岡市告示第247号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年12月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1607-81026

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日 平成26年4月1日

3 無効になる日 平成26年12月26日

公 告

亀岡市公告第62号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年12月3日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号 道改第13号

(2) 工事名 市道つつじヶ丘6号線外2線道路改良工事

(3) 工事場所 亀岡市東つつじケ丘都台2丁目地内

(4) 工事種別 土木一式工事

(5) 工事概要 工事延長 L=222.5m

W=6.0m

十工

地盤改良工

路床安定処理工 A=633.8 m²

排水工

側溝工L = 247.4 m管渠工L = 25.0 m集水桝工N = 4 箇 所

縁石工

縁石工 L=48.5m

舗装工

アスファルト舗装工 $A = 694.8 \, \text{m}^2$ ブロック舗装工 $A = 38.5 \, \text{m}^2$

 付帯工
 一式

 仮設工
 一式

(6) 予定価格(税込) 32,958,360円

【入札書比較価格(税抜) 30,517,000円】

(7) 工 期 契約日の翌日から平成27年3月31日まで

(8) 部分払 無

(9) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(10) 中間前金払

平成27年1月15日発行

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。) で前金払を している工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により 工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る 作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金 の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に 限り、中間前金払 (請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要) が請 求できる。

- 採用 (11) 最低制限価格
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時 に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確 実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する 法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をい う。) の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行 保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、 契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品
- 2 入札参加資格要件
 - (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認 定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加 は単体とし、共同企業体は認めない。
 - (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
 - (3) 手持ち工事(土木一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争 入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、 随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。 また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札し た時点で本案件への入札参加資格を失う。)
 - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

第840号

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成26年12月3日 (水)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成26年12月3日(水)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成26年12月9日(火)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成26年12月10日(水)	
	午前9時から午後4時まで	
入札参加確認通知の送付	平成26年12月11日(木)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成26年12月8日(月)	
	午後5時まで	
	設計図書に関する質問	
	平成26年12月12日 (金)	
	午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成26年12月15日(月)	
	午後5時まで	

入札期間	平成26年12月18日(木)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成26年12月19日(金)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成26年12月22日(月)	電子入札システムによる
	午前10時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

亀岡市公告第63号

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号) 第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成26年12月3日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 捕獲日時 平成26年11月28日 午後3時頃

2 捕獲場所 亀岡市篠町王子唐櫃越地内

3 種 類 雑種

4 毛 色 白色

5 性 別 雄

6 体格 大型

7 犬の鑑札 なし

8 注射済票 なし

9 その他 青色ストライプ柄首輪

(注意) 公告期間満了の日の翌日(平成26年 12月6日)までに引取りのないときは 処分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室 電話番号0771-62-4754

「掲示済」

亀岡市公告第64号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成26年12月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成26年12月16日以後、常時備 え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地亀岡市産業観光部農林振興課

亀岡市公告第65号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年12月19日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

管第26-5号

亀岡市公共下水道事業 余部枝線その1布設工事

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要 工事延長 L=97.50m

管渠工(小口径推進)

VU φ 200 管路延長 12.00 m

管渠延長 10.80m

鋼製さや管ボーリング推進工SA300A 推進延長 10.12m

HP φ 250 管路延長 85.50m

管渠延長 83.70m

小口径泥土圧推進工HP φ 250 推進延長 81.75m

立坑工

φ 2000 2箇所

φ1500 1箇所

補助地盤改良工 1式

人孔設置工

1号組立マンホール 3箇所

付帯工 1式

(5) 予定価格(税込) 48,431,520円

【入札書比較価格(税抜) 44,844,000円】

(6) エ 期 契約日の翌日から平成27年3月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払を

している工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により 工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る

作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金 の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に 限り、中間前金払(請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)が請 求できる。

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金

平成27年1月15日発行

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時 に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確 実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する 法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をい う。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行 保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、 契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 無

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認 定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加 は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事(土木一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争 入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、 随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。 また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札し た時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな 11

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載 がなく、下請総額が3,000万円 (建築一式は4,500万円) 未満の場合は主任技術者) は、契約 工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、

営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成26年12月19日(金)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成26年12月19日(金)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成27年1月5日(月)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成27年1月6日(火)	
	午前9時から午後3時まで	
入札参加確認通知の送付	平成27年1月7日(水)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成26年12月24日(水)	
	午後5時まで	
	設計図書に関する質問	
	平成27年1月13日(火)	
	午後5時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成27年1月15日 (木)	
	午後3時まで	
入札期間	平成27年1月20日(火)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成27年1月21日(水)	
	午前9時から午後4時まで	

開札日時	平成27年1月22日(木)	電子入札システムによる
	午前10時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

亀岡市公告第66号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

管第26-4号

下水道管渠修繕工事

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要 工事延長 ϕ 250 L=319.77m

管路更生工 L=308.07m

(5) 予定価格(税込) 35,344,080円

【入札書比較価格(税抜) 32,726,000円】

- (6) 工 期 契約日の翌日から平成27年3月31日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前 金 払 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払(請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)が請求できる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、

契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 無

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」で登録された者で、「土木工事業」で特定建設業の許可を受け、直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の「土木一式」の種目の総合評定値(P)が900点以上の市外業者又は「土木工事業」で特定建設業の許可を受け、直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の「土木一式」の種目の総合評定値(P)が700点以上の市内業者である者。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 京都府内に建設業法に規定する主たる営業所(本社・本店)を有する者。
- (3) 平成21年度以降に官公庁等発注の下水道管渠更生工事を元請として施工した実績を有する者。
- (4) 公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けている下水道管渠更生工法 (「反転工法」又は「形成工法」)の協会・団体に所属している者。
- (5) 公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けている下水道管渠更生工法 (「反転工法」又は「形成工法」)に関する講習を受講した専門技術者を、当該作業中に現場 に常駐させることができること。
- (6) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (7) 手持ち工事(土木一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争 入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、 随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。 また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札し た時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (9) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の 相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定専門技術者調書(別紙様式3)
- (4) 「入札参加資格要件」(3)が確認できる書面
- (5) 「入札参加資格要件」(4)が確認できる書面
- (6) 配置予定技術者及び配置予定専門技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※1 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。
 - ※2 配置予定専門技術者調書 (別紙様式3) に記載した資格・免許等に関するものを添付する こと。
- (7) 直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(写し)

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成26年12月22日(月)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成26年12月22日(月)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成27年1月5日(月)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成27年1月6日(火)	
	午前9時から午後3時まで	
入札参加確認通知の送付	平成27年1月8日 (木)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成26年12月25日(木)	
	午後5時まで	
	設計図書に関する質問	
	平成27年1月14日(水)	
	午後5時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成27年1月16日 (金)	
	午後3時まで	

入札期間	平成27年1月21日(水)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成27年1月22日 (木)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成27年1月23日(金)	電子入札システムによる
	午前9時30分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

亀岡市公告第67号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成26年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

1 募集職種及び採用予定人数

募集職種	土木I・Ⅱ・Ⅲ
採用予定人数	若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

ア 土木 I (上級)

昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人

(学歴は問わないが、学校教育法による大学(土木専門課程)卒業程度の学力を必要とする。)

イ 土木Ⅱ (民間経験)

昭和54年4月2日以降に生まれた人で、民間企業での土木に関連する職務経験(設計、 施工管理等)が3年以上の人

(学歴は問わないが、学校教育法による大学(土木専門課程)卒業程度の学力を必要とする。)

※民間企業での職務経験が3年以上とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事(非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。)した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。ただし、国家公務員又は地方公務員としての職務期間は含まない。(平成27年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。)

ウ 土木Ⅲ (初級)

平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 (学歴は問わないが、高等学校(土木系)卒業程度の学力を必要とする。)

- (2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま での者

- ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験

(1) 方 法

ア 筆記試験(多枝選択式)

試験区分	試験科目	出題分野(予定)
土木I・Ⅱ	専門試験	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画 (都市計画を含む。)及び土木施工
土木Ⅲ	専門試験	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土 木施工

- イ 面接試験(人物能力や意欲等についての個別又は集団面接による試験)
- (2) 日時・場所 平成27年2月8日(日)午前9時から『亀岡市役所』において行う。
- (3) 合格発表平成27年2月下旬に通知する。

4 採 用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成27年4月1日 以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は、平成28年4月1日までとする。

5 給 与

(平成26年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

区分	土 木
大学卒	182,532円
大学卒(民間経験3年)	196,948円
高校卒	148,506円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)等の諸手当が要件に応じて支給される。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申 込

ア 申込みは、申込書、自己紹介書及び履歴書に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真(上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm)を貼り、亀岡市企画管理部人事課に提出することとする。(郵送可)

イ 申込書等(申込書、自己紹介書、履歴書)を郵送する場合は、必ず<u>簡易書留</u>で封筒の表に <u>『採用試験受験』と朱書</u>し、返信用封筒(82円切手を貼って、宛先を明記したもの)を同 封のうえ送付すること。

ウ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

(2) 受付期間

申込みは、<u>持参の場合は</u>平成26年12月25日(木)から平成27年1月23日(金)まで受け付ける。(ただし、土曜日、日曜日を除き、午前9時から午後5時まで)

<u>郵送の場合は締切日を平成27年1月21日(水)とし、締切日の消印のあるものは有効</u>とする。

7 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市企画管理部人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話(0771)22-3131(市役所代表)…(内線2154)

電話(0771)25-5016(人事課直通)

URL: http://www.city.kameoka.kyoto.jp

教育委員会欄

規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月17日

亀岡市教育委員会委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第8号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則(平成21年亀岡市教育委員会規則 第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(放課後児童支援員)」に改め、同条第1項中「指導員」を「放課後児童支援員(以下「支援員」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「指導員」を「支援員」に改める。

別表中

Γ

亀岡小学校第1放課後児童会	亀岡市内丸町15番地
亀岡小学校第2放課後児童会	亀岡市内丸町26番地

を「

亀岡小学校放課後児童会	亀岡市内丸町15番地
-------------	------------

に改める。

別記第1号様式中「指導員」を「放課後児童支援員」に改める。

別記第2号様式中「負担金の月額」を「負担金の額」に、

8月 月額 円

を 「

8月	月額	円
小学校の学年始休業日、夏季 休業日、冬季休業日及び学年 末休業日の場合	期間中の額	円

に改め、同様式の備考1中「負担金額」を「負担金の額」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

任免及び辞令

 野澤
 健

 上原久和
 塚 本 総佳子

(各 通)

 塚
 本
 綴佳子

 川
 畑
 隆

 岡
 本
 裕
 介

 多
 胡
 麻
 衣

功

杉崎

亀岡市いじめ防止対策推進委員会委員に委嘱し ます

任期は平成28年12月2日までとします 平成26年12月3日

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第54号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

1,481人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第55号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の 3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教 育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び 亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数 の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月1日

 24,675人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第56号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に 付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 は、次のとおりである。

平成26年12月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

12,338人

亀岡市選挙管理委員会告示第57号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

平成26年12月14日 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 投票管理者・同職務代理者一覧表

	投票官理自・ 門職務代理自一見衣 □ 投票区 単 投票 管 理 者 □ 同 職 務 代 理 者						
地区名	投票区 番 号	投票		同職	務代理者		
<u> </u>	_ ,	氏 名	住所	氏 名	住 所		
亀 岡	1 2	小 寺 邦 明 田 村 彌治郎	省略	服 部 哲 也 數 井 克 俊	省略		
東別院			省略		省略		
果別阮	3	今 井 淳 喜	省略	山下直高	省略		
西別院	5 6	上 辻 冨士雄 石 野 賢 一		西 出 和 正 川 田 昌 亮			
	7			川 田 昌 亮 今 西 恵 一			
曽我部	8	木 内 勉 佐藤 護					
吉川	9	美馬祥伸		大 西 光 治			
	10	松井務		山﨑浩久			
稗田野		栗山多恭					
	11 12	川勝貢		坂 田 泰 孝 数 井 智 之			
本 梅	13	加舍貞夫		森敏郎			
	13	山内安		山内美恵			
畑野	15	谷口文雄		野々口岳人			
	16	井内利博		真里谷 努			
宮前	17	人見敬久		三宅晃圓			
- n	18	太田裕	省略	西田貴弘	省略		
	19	川勝良明		三宅敦史			
大井	20	高山茂樹	省略	中川秀和			
	21	奥田有二		野々村 寿 良	省略		
千代川	22	安達耕一郎	省略	俣 野 孝 明	省略		
	23	人見次男	省略	橋本泰典	省略		
馬路	24	浅田義一	省略	的場義則	省略		
	25	堤 末 夫	省略	中野明之	省略		
	26	平井厚生	省略	松本英樹	省略		
旭	27	吉川正勝	省略	川勝洋太	省略		
	28	小泉正男	省略	吉田千春	省略		
千 歳	29	松田弘和	省略	西 山 寛	省略		
	30	平野哲也	省略	木村邦彦	省略		
겨르다	31	牧 澤 利 博	省略	平 井 透	省略		
河原林	32	桂 眞 一	省略	八木吉之	省略		
保 津	33	溝 行 一 夫	省略	桂 和裕	省略		
中十七	35	高 向 豊	省略	中 川 満 智	省略		
東本梅	36	中 西 顯	省略	土 川 有 紀	省略		
篠	37	上 垣 伊三男	省略	篠 部 昌 和	省略		
篠・東つつじ	38	山 口 節 子	省略	山 内 剛	省略		
西つつじ	39	吉 開 守 和	省略	大西平四郎成人	省略		
亀 岡	40	芳 野 重 德	省略	人見真司	省略		
篠	41	髙木平夫	省略	髙 木 学	省略		
南つつじ	42	辻 卓郎	省略	鵜 飼 均	省略		
東別院	43	濱 井 一 夫	省略	大 石 利 之	省略		
篠	44	庵 原 守	省略	木村公一	省略		

亀岡市選挙管理委員会告示第58号

平成27年1月15日発行

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票 区の投票所を次のように定める。

平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

投票区名	投票所の施設	所在地
第 1 投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第 2 投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第 3 投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地の8
第 5 投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第 6 投票区	大甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第 7 投票区	自我部公民館	■
第 8 投票区	寺区公民館	亀岡市曽我部町寺広畑12番地
第 9 投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市稗田野生涯学習センター	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市稗田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加鲁公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ケ畑西山5番地の1
第15投票区	土ケ畑公民館	亀岡市畑野町土ケ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ケ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ケ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじケ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじケ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじケ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじケ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	亀岡市南つつじケ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじケ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

亀岡市選挙管理委員会告示第59号

平成27年1月15日発行

平成26年12月14日執行の衆議院議員総 選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順 序を定めるくじを行う場所及び日時を次のよう に定める。

平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会 委員長 野﨑千惠子

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所
- 2 日 時 平成26年12月2日 午後5時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第60号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期 日前投票所を次のように定める。

平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会 委員長 野﨑千惠子

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所 市民ホール

亀岡市選挙管理委員会告示第61号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前 投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

平成26年12月14日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者			同職務代理者									
収労を11ファマラロ		氏	名		住	所		氏 名		住		所	
平成26年12月3日	岩	﨑	多	良	省略		野 﨑 千惠子		彳	省略			
平成26年12月4日	野	﨑	千馬	惠子	省略		岡野宗忠		省略				
平成26年12月5日	岡	野	宗	忠	省略		八	八田成雄		省略			
平成26年12月6日	岩	﨑	多	良	省略		野	﨑	千馬	惠子	徻	省略	
平成26年12月7日	八	田	成	雄	省略		岩	﨑	资 多 良 省略		省略		
平成26年12月8日	岡	野	宗	忠	省略		八 田 成 雄 省町		省略				
平成26年12月9日	八	田	成	雄	省略		岩崎多良		彳	省略			
平成26年12月10日	野	﨑	千鼎	惠子	省略		岡	野	宗	忠	彳	省略	
平成26年12月11日	岩	﨑	多	良	省略		野	﨑	千馬	惠子	彳	省略	
平成26年12月12日	岡	野	宗	忠	省略		八	田	成	雄	省略		
平成26年12月13日	野	﨑	千票	惠子	省略		岡	野	宗	忠	彳	省略	

亀岡市選挙管理委員会告示第62号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙 区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選 挙において、在外選挙人名簿に登録されている 選挙人の国内における投票に係る期日前投票所 を次のとおり指定した。

平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第63号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開 票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任し た。

平成26年12月2日

開票管理者	省略	野﨑 千惠子
同職務代理者	省略	岡野 宗忠

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第64号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場 所及び日時を次のように定める。

平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

- 1 開票場所ガレリアかめおか亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時 平成26年12月14日 午後9時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第65号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における亀 岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場 所及び日時を次のように定める。

平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所

2 日 時 平成26年12月11日 午後5時00分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第66号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

1,481人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第67号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の 3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教 育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び 亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数 の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

24,675人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第68号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に 付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 は、次のとおりである。

平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

12,338人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第69号

亀岡市議会議員一般選挙に係る選挙時登録の被登録資格決定の基準 日等について

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員 一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録につい て、被登録資格の決定の基準となる日、登録を 行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定め る。 平成26年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

- 1 被登録資格の決定の基準となる日平成27年1月17日(ただし、年齢については平成27年1月25日)
- 登録を行う日
 平成27年1月17日
- 3 縦覧に供する期間平成27年1月18日

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第70号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

平成26年12月11日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

亀岡市選挙管理委員会告示第71号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者を次のとおり変更した。

平成26年12月12日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

選挙区	変	更後	変 夏	更 前
医 字 区	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第31投票区	省略	黒田幹男	省略	牧 澤 利 博

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第72号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時を 次のように変更する。

平成26年12月14日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

開票日時 平成26年12月14日 午後9時05分

「掲示済」

市立病院欄

規 程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部 を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月17日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第5号

亀岡市立病院職員の給与に関する 規程の一部を改正する規程

第1条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程 (平成16年亀岡市病院事業管理規程第26 号)の一部を次のように改正する。

第5条中「306,000円」を 「307,000円」に改める。

第23条中「京都府公立大学法人教職員退職手当規程(平成20年京都府公立大学法人規程第16号)第2条に規定する教職員のうち医師であるもの」を「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条に規定する独立行政法人の退職手当の支給に係る規程等に規定する者のうち医師であるもの」に改める。

附則第7項中「100分の0.975」を「100分の1.2375」に、「100分の1.2375」に、「100分の1.275」を「100分の65」を「100分の82.5」に、「100分の85」を「100分の102.5」に改める。別表第1、別表第2及び別表第7を次のように改める。

444, 600 445, 400

443,800

446, 900

500

447,

448, 200

449,

446, 100

451, 200 452, 000

452, 600 453, 200 454, 000 454, 800

450, 400

449,

440,300

441, 100

442, 400 443, 100

431, 200

428, 429, 500

432,

433, 700 435, 000 436, 300 437, 500 438, 700 439, 500

009

455, 456,

(X)	
条関係	
無2	
7	
紙	

表

松本

颧

赵

个

_
ļ

裕称 322 324 326 328 333 335 337 340 299, 700 302,000 339, 100 295, 300 297,600 306,600 308,800 311, 100 313,400 315,700317,900 320, 100 322,300 326,600 328,700 330,800 332,800 334,900 337,000 344,800 ⊞ 200 324,500342,800 348,800 000 300 293, 290, 304, 271, 700 278,000 313, 400 額 200 009 009 700 800 900 100 200 300 400 500 009 700 800 800 000 100 200 300 400 265, (275, 282, 284, 303, 307, 315, 319, 269, 273, 280, 288, 290, 294, 296, 301, 305, 309, 263, 286, 231,900 237, 500 242, 900 250, 200 253, 700 259, 700 263, 500 269, 200 274,900 200 244,800 009 ⊞ 009 500 400 800 700 200 100 200 400 000 700 700 400 200 100 000 241, 248, 257,7 265, 271, 235, 226, 230, 233, 239, 246, 252, 255, 224, 228, 261, 231,000 189,500 191,300 193, 100 194,700 200, 100 203,600 205, 400 208,800 210,700 212,600 214,500 216,300 222,000 227,500 232,800 236, 300 ± 002 196, 500 300 201,800 207,200 220, 100 009 198, 223, 187, 225, 229, 234, 138, 700 142, 100 144,300 145, 400 157, 700 200 300 ⊞ 009 900 000 900 200 800 300 800 400 700 200 300 200 500 500 200 009 900 500 900 160, 162, 174, 175, 139, 147, 149, 150, 151, 153, 154, 156, 159, 163, 166, 168, 177, 179, 137, 10 12 13 14 15 16 17 18 20 22 23 25 26 28 Ξ 21 24 27 吊給 再年 機員以 回 機 8 A 職区

299, 300 348, 000 390, 100 407, 900 299, 500 348, 100 390, 800 408, 400 299, 800 348, 100 390, 800 408, 400 300, 200 349, 100 392, 000 409, 800 300, 800 349, 700 393, 300 411, 000 300, 800 349, 700 392, 600 401, 500 301, 100 350, 100 394, 500 391, 600 301, 100 350, 900 394, 600 397, 600 302, 000 351, 400 398, 300 391, 600 303, 000 353, 100 398, 300 391, 600 304, 000 353, 100 398, 300 391, 600 304, 000 354, 200 400, 100 304, 400 305, 000 354, 700 400, 800 305, 400 305, 000 306, 400 306, 400 306, 400 306, 300 307, 600 307, 600 307, 600	96 98 99 99 100 101 102 103	299, 300	348,000	390, 100	407, 900		
97 299,500 348,100 390,800 408,400 98 299,800 348,100 390,400 409,100 99 300,200 349,100 391,400 409,100 100 300,200 349,100 392,000 409,800 110 300,800 349,100 392,000 410,500 110 300,800 349,700 393,300 411,000 110 301,100 350,100 393,300 411,000 110 301,500 350,500 394,500 411,000 110 302,000 352,00 395,400 80 110 302,000 352,00 395,300 395,00 111 304,400 352,100 395,300 395,00 111 304,400 354,700 400,800 80 111 305,000 354,700 400,800 80 111 305,400 354,700 400,800 80 111 305,400 305,400 80 <td< td=""><td>98 99 100 101 102 103</td><td>299, 500</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	98 99 100 101 102 103	299, 500					
98 299, 800 348, 600 391, 400 409, 100 99 300, 200 349, 100 392, 000 409, 100 100 300, 200 349, 100 392, 000 410, 500 101 300, 800 349, 400 392, 600 410, 500 102 301, 100 350, 100 393, 300 411, 000 103 301, 800 350, 500 394, 500 411, 000 104 301, 800 350, 500 394, 500 851, 400 395, 800 105 302, 300 351, 400 395, 800 396, 400 896, 900 107 302, 300 353, 500 396, 300 396, 900 896, 900 110 302, 300 353, 500 396, 300 396, 900 896, 900 111 304, 300 354, 200 400, 100 800 800 111 304, 400 354, 200 400, 800 806, 400 800, 800 111 305, 800 306, 400 306, 400 800, 800 800, 800	98 99 100 100 102 103		348, 100	390, 800	408, 400		
99 300, 200 349, 100 392, 600 409, 800 100 300, 600 349, 100 392, 600 410, 500 101 300, 800 349, 700 393, 300 411, 000 102 301, 100 350, 100 393, 900 411, 000 103 301, 800 350, 500 394, 500 411, 000 104 301, 800 350, 900 395, 100 395, 400 105 302, 300 351, 800 396, 400 396, 400 106 302, 300 351, 800 396, 400 397, 600 107 302, 000 352, 600 397, 600 398, 900 110 304, 400 353, 900 398, 900 354, 600 111 304, 400 354, 700 400, 100 307, 600 111 304, 400 354, 700 400, 100 400, 100 111 305, 800 305, 800 306, 800 306, 800 306, 800 111 306, 800 307, 800 307, 800 307, 800 3	99 100 101 102 102	299, 800	348,600	391, 400	409, 100		
100 300, 600 349, 400 392, 600 410, 500 101 300, 800 349, 700 393, 300 411, 000 102 301, 100 350, 100 393, 300 411, 000 103 301, 100 350, 100 394, 500 411, 000 104 301, 800 350, 900 395, 800 100 105 302, 000 351, 800 395, 800 100 106 302, 000 351, 800 396, 800 100 107 303, 000 353, 900 399, 300 100 110 304, 000 353, 900 399, 500 100 111 304, 000 354, 700 400, 800 100 111 304, 400 354, 700 400, 800 10 111 305, 000 354, 700 400, 800 10 111 305, 400 305, 900 399, 500 10 111 305, 400 305, 900 305, 900 10 112 305, 800 305, 800	100 101 102 103	300, 200	349, 100	392, 000	409, 800		
101 300,800 349,700 393,300 411,000 102 301,100 350,100 393,300 411,000 103 301,100 350,100 393,300 411,000 104 301,800 350,900 394,500 395,100 105 302,000 351,400 395,400 395,400 106 302,300 351,800 396,400 396,400 107 302,700 352,200 397,600 397,600 110 303,000 353,500 398,300 10 111 304,000 353,500 398,300 10 111 304,400 353,500 398,300 10 111 304,400 354,700 400,100 10 111 305,600 354,700 400,100 10 111 305,600 305,400 305,400 10 111 305,800 306,400 306,400 10 112 305,800 306,400 10 10	101 102 103	300, 600	349,400	392, 600	410, 500		
102 301,100 350,100 393,900 103 301,500 350,500 394,500 104 301,500 350,500 394,500 105 302,000 351,400 395,100 106 302,300 351,800 396,400 107 302,300 351,800 396,400 108 303,000 352,200 397,600 110 303,600 353,500 398,300 111 304,000 353,900 400,100 111 304,400 354,700 400,800 111 304,400 354,700 400,800 111 305,000 354,700 400,800 111 305,000 354,700 400,800 111 305,000 354,700 400,800 111 305,000 355,000 354,700 112 305,000 350,000 350,000 113 306,400 350,000 350,000 123 306,400 350,000	102	300, 800	349,700	393, 300	411,000		
103 301,500 350,500 394,500 104 301,800 350,900 395,100 105 302,000 351,400 395,100 106 302,300 351,800 395,400 107 302,300 351,800 397,600 108 303,000 352,200 397,600 110 303,000 353,900 398,300 111 304,000 353,900 398,900 111 304,000 353,900 399,500 111 304,000 353,900 399,500 111 304,000 354,700 400,800 111 304,400 354,700 400,800 111 305,600 305,600 305,600 111 306,400 306,800 306,800 112 306,800 306,800 307,800 123 307,600 307,800 307,800 124 307,600 308,000 308,800 125 308,000 308,800	103	301, 100	350, 100	393, 900			
104 301,800 350,900 355,100 105 302,000 351,400 395,800 106 302,000 351,800 396,400 107 302,700 352,200 397,000 108 303,000 352,600 397,600 110 303,000 353,100 398,300 111 304,000 353,900 398,300 111 304,300 354,700 400,100 111 304,300 354,700 400,100 111 304,400 354,700 400,100 111 305,400 354,70 400,100 111 305,400 354,70 400,800 111 305,400 305,00 35,400 111 305,800 305,00 306,40 112 306,400 306,40 306,40 122 307,000 307,30 307,30 123 307,600 307,30 307,30 124 307,30 307,30 307,30		301, 500	350, 500	394, 500			
105 302,000 351,400 395,800 106 302,300 351,800 396,400 107 302,700 352,200 396,400 108 303,000 352,600 397,600 110 303,000 353,100 398,300 111 304,000 353,500 398,300 111 304,000 353,500 398,300 111 304,000 353,500 400,100 111 304,000 354,700 400,800 111 304,400 354,700 400,800 111 305,600 86,400 86,400 111 305,400 86,400 86,400 112 306,400 86,400 86,400 112 306,400 86,400 86,400 123 307,600 80,400 80,400 123 307,600 80,400 80,400 124 307,600 80,7300 80,500 125 308,000 80,7300 80,7300 <td>104</td> <td>301,800</td> <td>350,900</td> <td>395, 100</td> <td></td> <td></td> <td></td>	104	301,800	350,900	395, 100			
106 302,300 351,800 396,400 107 302,700 352,200 397,600 108 303,000 352,600 397,600 110 303,000 353,100 398,300 111 304,000 353,900 399,500 111 304,000 353,900 399,500 111 304,700 400,800 111 304,700 354,700 400,800 111 305,000 354,700 400,800 111 305,600 305,600 306,400 112 306,400 306,400 306,800 120 306,800 306,400 306,800 121 306,800 307,600 307,600 123 307,600 307,800 307,800 124 307,600 308,000 308,000 125 308,000 308,000 308,200	105	302,000	351,400	395, 800			
107 302,700 352,200 397,600 108 303,000 352,600 397,600 110 303,000 353,100 398,300 111 304,000 353,900 399,500 112 304,000 354,700 400,100 113 304,400 354,700 400,800 115 305,400 805,400 118 305,800 80 111 305,800 80 112 306,400 80 121 306,800 80 122 307,000 80 123 307,000 80 124 307,800 80 125 307,600 80 127 307,600 80 128 308,000 80	106	302, 300	351,800	396, 400			
108 303,000 352,600 397,600 110 303,200 353,100 398,300 111 304,000 353,900 398,300 111 304,000 353,900 399,500 112 304,300 354,200 400,100 113 304,400 354,700 400,800 115 305,000 84,700 400,800 116 305,400 80 80 117 305,400 80 80 118 306,400 80 80 119 306,400 80 80 121 306,400 80 80 122 307,000 80 123 307,600 80 124 307,600 80 125 308,000 80 128,800 213,400 257,600 207,800 277,800 239,200	107	302, 700	352, 200	397,000			
109 303,200 353,100 398,300 110 303,600 353,500 398,900 111 304,000 353,900 399,500 112 304,400 354,200 400,100 113 304,400 354,700 400,800 114 304,700 800,800 800 115 305,600 800 800 110 305,600 800 800 111 306,400 800 800 112 306,400 800 800 112 306,400 800 800 112 306,800 800 800 123 307,000 800 124 307,600 800 125 308,000 800 128,800 801,000 800 123 308,000 800	108	303, 000	352,600	397, 600			
110 303,600 353,500 398,900 111 304,000 353,900 399,500 112 304,300 354,200 400,100 113 304,400 354,700 400,800 115 305,400 805,400 805,400 116 305,600 805,600 805,400 118 306,400 806,400 806,800 121 306,800 806,800 806,800 122 307,000 806,800 806,800 123 307,600 806,800 806,800 124 307,600 806,800 806,800 123 307,600 806,800 806,800 124 307,600 806,800 806,800 125 307,600 806,800 806,800	109	303, 200	353, 100	398, 300			
111 304,000 353,900 399,500 112 304,300 354,200 400,100 113 304,400 354,700 400,800 114 305,000 805,000 805,000 116 305,400 805,600 805,800 118 306,800 806,400 806,400 112 306,800 806,800 806,800 121 306,800 807,300 807,300 123 307,600 807,600 807,600 124 307,600 808,000 807,800 125 308,000 807,800 807,800	110	303,600	353, 500	398, 900			
112 304,300 354,200 400,100 113 304,400 354,700 400,800 114 305,000 800 800 115 305,600 800 800 117 305,600 800 800 118 306,400 800 800 120 306,400 800 800 121 306,800 800 800 123 307,600 800 800 124 307,600 800 800 125 308,000 800 800 128 308,000 800 800	111	304,000	353,900	399, 500			
113 304,400 354,700 400,800 115 305,000 805,400 805,400 116 305,600 805,600 805,600 118 305,800 806,400 806,800 120 306,800 806,800 806,800 121 306,800 807,000 806,800 123 307,600 808,000 808,000 124 307,600 808,000 808,000 125 308,000 257,600 277,800	112	304, 300	354,200	400, 100			
114 304,700 115 305,000 116 305,400 117 305,800 118 306,100 120 306,400 121 306,800 122 307,000 123 307,600 124 307,600 125 308,000 126 308,000	113	304, 400	354,700	400,800			
115 305,000 116 305,400 117 305,600 118 305,800 119 306,100 120 306,400 121 306,800 122 307,000 123 307,600 124 307,600 125 308,000 126 308,000	114	304, 700					
116 305,400 117 305,600 118 305,100 120 306,400 121 306,800 122 307,000 123 307,600 124 307,600 125 308,000 126 308,000	115	305,000					
117 305,600 118 305,800 119 306,100 120 306,400 121 306,800 122 307,000 123 307,600 124 307,600 125 308,000 126 308,000	116	305, 400					
118 305,800 119 306,100 120 306,400 121 306,800 122 307,000 123 307,600 124 307,600 125 308,000 126 308,000	117	305,600					
119 306,100 120 306,400 121 306,800 122 307,000 123 307,600 124 307,600 125 308,000 126 308,000 127,800 237,800	118	305, 800					
120 306, 400 121 306, 800 122 307, 000 123 307, 600 124 307, 600 125 308, 000 127, 800 237, 800	119	306, 100					
121 306,800 122 307,000 123 307,300 124 307,600 125 308,000 185,800 213,400 277,800 239,200	120	306, 400					
123 307, 000 123 307, 300 124 307, 600 125 308, 000 185, 800 213, 400 257, 600 237, 800	121	306, 800					
123 307,300 124 307,600 125 308,000 185,800 213,400 257,600 237,800	122	307,000					
125 308, 000 257, 600 277, 800 289, 200	123	307, 300					
125 185.800 213.400 257.600 277.800 293.200	124	307,600					
185.800 213.400 257.600 277.800 293.200	125	308,000					
	185,800	213, 400	257,600	277,800	293, 200	319, 100	361, 600

458,600 459, 200 457,000 800 457, 413,600 424, 700 415, 100 416, 400 418,800 420, 700 424,000 425, 200 426,600 416,900 423, 300 431, 100 100 000 100 009 900 800 500 900 400 800 500 300 200 000 418, 422, 419, 428, 431, 420, 421, 422, 425, 427, 427, 429, 429, 430, 432, 392, 200 395, 000 388, 200 388, 700 389, 300 389, 900 390, 500 392, 800 393, 100 393, 800 395, 400 396, 100 397, 500 398,000 398, 700 399, 400 400, 100 401, 300 402,000 402, 700 403, 200 405, 300 390, 900 391, 500 394, 500 403,900 404,600 000 009 800 009 800 500 387, 396, 400, 406, 387, 374, 400 378, 600 381, 700 371,600 371,900 373, 300 374,000 375,000 375, 700 376, 300 376, 700 377, 300 378,000 379,000 379, 500 381, 100 382, 300 382, 700 383, 300 383, 900 384, 500 387,000 200 009 100 900 100 800 400 009 300 900 380, 385, 385, 8 370, 380, 388, 387, 332, 400 333,600 334,400 335,900 336,600 337,800 338, 400 339,600 339, 900 340,800 341,300 341,700 342, 700 344,900 346, 100 500 337,300 340,400 343,200 343,600 344,000 345, 200 500 900 800 200 000 200 500 009 700 347,100332, 335, 339, 342, 346, 329, 330, 331, 283, 900 284, 700 286, 500 287, 400 289, 200 290, 000 291,600 292, 100 293, 100 293, 200 293, 800 294, 200 294, 400 294, 600 009 297, 700 290,800 293, 600 295,000 295, 300 009 295, 900 296, 900 297, 300 500 009 400 009 292, 288, 296, 281, 295, 223,800 224,500 226,500 227,600 228,400 229, 200 230,000 230,800 231,600 232, 300 233, 700 234, 400 235, 200 236,000 236,800 237,500 238, 200 238,900 239,600 240,300 241,000 241,700 242, 400 243, 100 243,600 244, 100 244,600 233,000 500 222, 225, 221, 62 92 62 63 64 99 99 29 89 69 70 71 73 74 22 78 80 82 83 84 85 98 88 89 90 91 92 93 81 87

別表第2 (第2条関係)

417,000 471,800 419,000 473,900 421,000 476,000	476,	480, 200	482, 000	483, 800	487, 300	489, 100	490, 900	492, 700	300	000	800	0	0																		1		
417,000 419,000 421,000	00						45	492	494, 300	496,000	497, 80	499, 600	501, 200	502, 500	503, 800	505, 100	506, 400	507, 700	200, 000	510, 300	511, 300	512, 100	512, 900	513, 700				517, 100	518,000	518, 900	519,600	520, 500	521, 400
	421,000	425, 100	427, 100	429, 100	433, 100	434, 900	436, 700	438, 500	440, 400	442, 200	444,000	445,800	447, 600	449, 300	451, 100	452, 900	454, 800	456,000	457, 200	458, 400	459, 600	460, 600	461,600	462, 600	463, 400	464, 100	464, 800	465, 500	466, 200	466, 900	467, 600	468, 300	468, 800
346, 600 349, 100 351, 500	351, 500 354, 000	356, 400	358,800	361, 200 363, 600	365, 900	367, 400	368, 900	370, 400	371,900	373, 300	374,800	376, 300	377,600	378, 600	379,600	380, 600	381,600	382, 500	383, 400	384, 300	385, 300	386, 200	387,000	387, 900	388, 700	389, 200	389, 700	390, 200	390, 500				
33 34 35	35	37	38	39	41	42	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	55	99	22	58	59	09	61	62	63	64	65	99	29	89	69

477,800 501, 200 518, 400 用 468,600 470,900 473, 200 475, 500 484, 400 486, 500 488,600 490,700 492,800 494,900 497,000 499, 100 505,300 507,300 509,300 511, 100 512,900 514,800516,700 520, 200 522,000 523,800 525, 700 529, 300 482, 200 480,000 503,300 給料月額 4級 395, 500 398, 400 401, 300 404,000 406,800 409,600 412, 400 415,000 417,700 420,400 423, 100 425,600 428, 100 430, 500 435, 200 437,600 440,000 442, 400 444, 500 446,900 449,300 451,600 453,800 456, 100 458, 400 460,700 462,900 467, 500 469,800 392, (給料月額 (1)用 325,700 328,800 331, 900 335, 000 337, 800 341, 100 344, 400 347,700 350, 700 353, 900 357, 100 360,300 363, 400 367, 100 370, 700 374, 400 378, 000 380, 700 383, 500 386, 300 389, 200 391,800 394, 400 397,000 399, 400 401, 700 404,000 406,300 408, 700 412,800 麦 給料月額 菜 2繳 箈 颧 280, 700 325,800 242,600 245, 100 247, 600 249,900 253, 700 257,500 261,300 264,900 268,900 272,900 276,900 284, 700 288, 700 292, 700 296, 500 300, 100 303, 700 307,300 311,000 314,800 318, 500 322, 200 328,600 331, 400 334, 200 337,000 339, 400 341,800 E 00 嶚 240, 1 闲 谖 2 5 9 職務の級 3 7 ∞ 6 10 22 23 24 25 25 26 27 28 29 30 32 号給 再任用 職員以 外の職 員 6 A 職区

		釆	療職	給 料 表	(2)		
職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
☆	- 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以	1	用 142, 400	用 180, 300	Щ 215, 500	Н 243, 700	用 281,300	用 330, 200
外の職	2	143,800	181, 900	217, 100	245, 300	283, 500	332, 300
	3	145, 200	183, 500	218,700	246,900	285, 700	334, 500
	4	146,600	185, 100	220, 300	248, 500	287,900	336, 700
	5	147,800	186, 600	221,900	249,900	290, 100	338, 800
	9	149,600	188, 200	223,600	251, 500	292, 300	341,000
	7	151,300	189, 800	225, 300	253,000	294, 500	343, 200
	8	153,000	191, 300	227,000	254,600	296, 700	345, 400
	6	154,700	192, 900	228,600	256,000	298,800	347, 400
	10	156, 400	194,600	230, 400	257, 500	301,000	349, 600
	11	158, 100	196, 200	232, 100	259,000	303, 200	351,800
	12	159,900	197, 900	233,800	260, 500	305, 400	354,000
	13	161, 400	199, 500	235,600	261,900	307,600	355, 700
	14	163,300	201, 100	237, 200	263,800	309, 700	357, 700
	15	165,300	202, 700	238,800	265, 700	311,800	359, 700
	16	167, 200	204, 300	240, 400	267, 500	313,900	361, 700
	17	169, 100	205,800	241,800	269, 200	316, 100	363, 700
	18	171,000	207, 500	243, 400	271, 100	318, 200	365, 800
	19	172,800	209, 200	244,900	273,000	320,300	367, 800
	20	174,700	210, 900	246, 500	274,900	322, 400	369, 900
	21	176,600	212, 400	248,000	276, 700	324, 400	371, 700
	22	178, 100	214,000	249, 500	278,600	326, 400	373, 800
	23	179,600	215,600	251,000	280, 500	328, 400	375, 900
	24	181, 100	217, 200	252, 500	282, 400	330, 400	378,000
	25	182, 700	218, 700	253,900	284, 300	332, 400	379, 500
	26	184, 200	220, 300	255,600	286, 200	334, 400	381, 300
	27	185,700	221,900	257,300	288, 100	336, 400	383, 100
	28	187, 100	223, 500	259,000	290,000	338, 400	384, 900
	29	188, 700	225, 100	260, 700	292,000	340, 100	386, 700
	30	190,000	226, 800	262, 500	293, 900	341,900	388, 200
	31	191,300	228, 500	264, 300	295, 800	343, 700	389, 900

463, 700 523, 100 524, 600 525, 700 525, 700 527, 300 528, 100 529, 900 531, 600 531, 600 531, 600 531, 600 532, 500 533, 100 533 390, 600 470, 200 471, 300 471, 300 471, 300 473, 300 473, 700 474, 300 477, 900 477, 900 477, 900 477, 900 477, 900 477, 900 477, 900 477, 900 477, 900 477, 900 477, 900 477, 900 477, 900 477, 900 478, 9 336, 200 293,800 再任用 職 員

病院に勤務する医師に適用する。 この表は、

231, 200	280, 400	319, 700	342, 300	384, 500	419, 400
231,900	281,500	320, 300	343,000	385,000	419,900
232,600	282, 600	321,000	343, 600	385, 500	
233, 300	283, 700	321, 700	344, 200	386,000	
234,000	284,800	322, 300	344, 800	386, 500	
234, 700	285, 700	323, 100	345, 100	387, 100	
235, 500	286, 400	323, 300	345, 700	387,600	
236, 300	287, 100	323, 900	346, 200	388, 200	
237, 100	287, 900	324, 500	346, 800	388, 800	
237, 700	288, 700	325, 100	347, 300	389, 300	
238, 300	289, 300	325, 600	347, 800	389, 800	
238, 900	289, 900	326, 100	348, 300	390, 400	
239, 500	290, 500	326, 600	348, 800	391,000	
239, 900	291, 200	327, 200	349, 100	391, 500	
240,300	291,700	327, 700	349, 400	392, 100	
240, 700	292, 200	328, 200	349, 800	392, 700	
241, 100	292, 600	328, 700	350, 100	393, 300	
241,500	292, 800	329, 200	350, 600	394,000	
	293, 000	329, 600	350, 900	394,600	
	293, 200	329, 800	351, 200	395, 200	
	293, 400	330, 200	351, 500	395, 800	
	293, 800	330, 600	351,900	396, 500	
	294,000	331,000	352, 200	397, 100	
	294, 200	331, 400	352, 600	397, 700	
	294, 400	331,800	352, 900	398, 300	
	294,800	332, 200	353, 300	399,000	
	295,000	332, 400	353,600	399, 600	
	295, 200	332, 800	354,000	400, 200	
	295, 500	333, 100	354, 300	400,800	
	295, 900	333, 300	354,600	401,500	
	296, 200	333, 600	355,000		
	296, 500	333, 900	355, 400		
	296, 800	334, 200	355, 800		
	297, 100	334, 400	356, 300		
	297, 300	334, 700	356, 700		
	297,600	335, 100	357, 100		

9 600	930 900	966 100	997 700	345 500	391 600
0	231, 800	267, 600	299, 500	347, 300	393, 000
2	233, 400	269, 400	301, 300	349, 200	394, 300
\sim	234,900	271, 200	303, 100	351, 100	395, 600
\sim 1	236, 500	273,000	304,900	353,000	396, 900
C1	238,000	274,600	306, 500	354,800	398,000
S	239, 600	276, 300	308, 200	356, 500	399, 200
2	241, 200	278,000	309, 900	358, 200	400,300
2	242,800	279, 700	311,600	359, 900	401,500
2	244, 200	281, 400	313, 400	361, 100	402, 300
2	245,700	283, 100	315, 100	362, 300	403, 100
2	247, 200	284,800	316,800	363, 500	403,900
Ω	248, 700	286, 500	318, 500	364, 700	404, 700
\sim 1	250, 100	288, 200	319, 700	365, 900	405, 100
\sim	251,700	289, 900	321, 200	366, 700	405,800
	253, 300	291,600	322, 700	367,900	406, 500
	254,900	293, 300	324, 300	369,000	407, 200
	256, 500	294, 700	325,800	370, 100	407,900
	257,900	296, 300	327, 100	371, 100	408,600
	259, 300	297, 900	328, 400	372, 100	409, 300
	260, 700	299, 500	329, 700	373, 100	409, 900
	261,900	300, 900	330,800	373, 900	410, 500
	263, 300	302, 400	331,800	374,800	411, 100
	264, 700	303, 900	332, 900	375, 700	411,700
\sim 1	266, 100	305, 400	334,000	376,600	412, 300
$^{\circ}$	267, 200	306, 700	334, 500	377, 200	412,800
\sim 1	268, 500	308,000	335, 400	378,000	413, 500
CJ	269,800	309, 300	336, 200	378,800	414, 100
\sim 1	271, 100	310, 700	337, 100	379, 600	414,800
	272, 200	312,000	337, 900	380,000	415, 100
\sim 1	273, 400	313, 300	338, 200	380, 700	415,600
	274,700	314,600	338, 900	381, 400	416, 300
	276,000	315, 900	339, 600	382, 100	417,000
2	277, 100	317, 300	340, 200	382, 600	417,300
2	278, 200	318, 100	340,900	383, 200	418,000
0	279,300	318,900	341,600	383, 900	418,700

		困	療職	給 萃 表	(3)		
職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以	1	用 155,600	用 182, 900	用 231, 400	用 256,600	用 287,200	用 333, 500
外の職	2	157,000	185,000	233, 200	257,800	289, 200	335, 700
IK	3	158, 500	187, 100	235,000	259, 100	291, 200	337, 900
	4	159,900	189, 200	236, 800	260, 400	293, 200	340, 100
	2	161,300	191,300	238, 400	261, 500	295,000	342, 300
	9	162,800	193,600	239, 900	262, 900	296, 900	344, 500
	7	164,300	195,900	241, 400	264, 100	298, 800	346, 700
	8	165,800	198, 200	242,800	265, 500	300, 700	348, 900
	6	167, 100	200,600	244, 100	266,900	302, 700	350, 600
	10	168,800	202,000	245, 500	268, 100	304,600	352, 600
	11	170, 400	203, 400	246,800	269, 700	306, 500	354,600
	12	172,000	204,800	248, 200	271,300	308, 400	356, 600
	13	173, 500	206, 200	249, 500	272,800	310, 100	358, 800
	14	175, 500	207,700	250,800	274, 400	311,900	360, 900
	15	177,500	209, 200	252, 100	276,000	313, 700	363,000
	16	179, 500	210, 500	253, 400	277,600	315, 500	365, 100
	17	181,700	211,900	254, 400	279, 200	317, 400	367, 100
	18	183,800	213, 400	255,800	280, 700	319, 100	369, 200
	19	185,900	214,900	257, 100	282, 200	320,800	371, 300
	20	188,000	216, 400	258, 400	283, 700	322, 500	373, 400
	21	190, 100	217,800	259, 500	285, 300	324, 100	375, 200
	22	192, 300	219, 500	260,900	286,900	325, 700	377, 300
	23	194, 500	221, 200	262, 300	288, 500	327,300	379, 400
	24	196, 700	222, 900	263, 700	290,000	328,900	381, 500
	25	198,800	224, 300	265, 100	291, 400	330,600	383, 500
	26	200, 100	226,000	266, 700	293, 200	332, 100	385, 200
	27	201,400	227,700	268, 200	295,000	333,600	387, 100
	28	202,700	229, 400	269,800	296,800	335, 200	389, 000
	29	203,900	231, 200	271, 400	298, 400	336,600	390, 900
	30	205, 100	232, 700	273,000	300, 100	338, 100	392, 700
	31	206, 400	234, 200	274,600	301,800	339,600	394, 600
	32	207,600	235,600	276, 200	303, 500	341, 100	396, 500
	33	208, 900	237,000	277,800	305,000	342,800	398, 200

										327, 000	士、作業療 及びその他
										285, 500	臨床検査技師、理学療法士、作業療 医療ソーシャルワーカー及びその他
357, 500	358,000									259, 300	
335, 300	335, 400	335, 700	336, 100	336, 300	336, 500	336, 900	337, 300	337, 700	337, 900	245, 700	この表は、病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、 法土、あん摩マッサージ指圧師、管理栄養士、栄養土、 の聯昌で管理表が完かるよのに適田ホス
297, 900	298, 200									213, 500	5薬剤師、診然氏師、管理栄養の12、適用・22
										186, 800	この表は、病院に勤務する薬剤師、診療法士、あん摩マッサージ指圧師、管理栄済の聯昌で管理者が定めるよのに適用する
104	105	106	107	108	109	110	111	112	113		の表は、 あん を 目で 管理者
										再任用 職 員	編 米

388, 700	389, 400	389, 900	390, 500	391,000	391, 400	392,000	392, 600	393, 000	393, 500	394, 100	394, 700	395, 300	395, 800	396, 400	397,000	397, 600	398,000	398, 500	399, 100	399, 700	400, 200	400,800	401, 400	402,000	402, 500	403, 100	403,700	404, 300	404,800								
356, 900	357,800	358, 900	360,000	361, 100	361,800	362, 600	363, 400	364, 200	364,800	365, 300	365, 900	366, 400	367,000	367, 500	368, 100	368, 600	369,000	369, 500	370, 100	370,600	370,900	371,400	371,900	372, 200	372,800	373,300	373,800	374, 300	374,900	375, 400	375,900	376, 300	376,900	377, 400	377,900	378, 400	379,000
331,000	332, 300	333,000	334, 200	335, 400	336, 500	337,700	338, 900	340, 100	341,200	342, 300	343, 400	344, 500	345, 400	346, 400	347, 300	348, 300	349, 400	350, 200	351,000	351,800	352, 500	353, 100	353,800	354, 400	354,800	355, 200	355, 700	356, 100	356,600	357,000	357, 500	357,900	358, 200	358, 700	359, 200	359, 500	360,000
292, 500	293, 700	295, 100	296, 500	297, 900	299, 400	300, 700	302,000	303, 300	304, 100	305, 300	306, 500	307, 800	308, 900	310, 100	311, 300	312, 500	313, 800	315,000	316, 200	317, 400	318, 300	319,000	319, 700	320, 300	321,000	321, 300	322,000	322, 700	323, 100	323, 700	324, 300	324, 900	325, 300	325, 800	326, 300	326, 800	327, 200
260, 200	261,600	262, 900	264, 200	265, 500	266, 500	267,700	269,000	270, 300	271,400	272, 500	273,600	274, 700	275,600	276,600	277,700	278,800	279,800	280,800	281,800	282, 800	283,800	284,800	285, 800	286, 800	287, 700	288, 500	289, 300	290, 200	291,000	291,800	292, 600	293, 400	294, 100	294, 600	295, 100	295, 600	295, 800
72	23	74	22	92	LL	82	62	08	18	82	83	84	85	98	28	88	68	06	91	26	66	94	96	96	26	86	66	100	101	102	103	104	901	106	201	108	109

399, 900	401, 700	403, 500	405, 100	406, 900	408, 700	410, 500	412,000	413, 700	415, 400	417,000	418, 400	420,000	421, 500	423,000	424, 600	426, 100	427, 600	429, 100	430, 500	432,000	433, 400	434, 800	435, 900	436, 800	437, 700	438, 400	439, 300	440, 200	441, 100	442,000	442, 900	443, 700	444, 500	445, 300	446, 100		
344, 400	346,000	347,600	349, 300	350, 900	352, 500	354, 100	355, 300	356,800	358, 300	359,800	361, 400	362, 500	364,000	365, 300	366, 700	368, 100	369, 500	370,900	372, 400	373,600	374,800	376,000	377, 100	378, 100	379, 100	380, 100	380, 700	381,500	382, 300	383, 100	383, 900	384,600	385, 400	386, 100	386, 800	387, 400	388, 100
306, 600	308, 200	309, 800	311, 300	312, 900	314, 500	316, 100	317, 700	319, 200	320, 600	322, 100	323, 300	324, 700	326, 100	327, 600	328, 900	330, 300	331,600	333, 000	334, 400	335, 800	337, 200	338, 600	339, 500	340,800	342,000	343, 300	344, 500	345, 400	346, 700	348,000	349, 100	350, 300	351, 500	352, 600	353, 600	354, 700	355, 800
279, 300	280,800	282, 200	283,800	285, 200	286, 700	288, 200	289,800	291, 400	293, 000	294,600	296,000	297, 500	299,000	300, 500	301,800	303, 200	304,600	306,000	307, 500	308, 900	310,300	311,700	312,800	314, 100	315, 400	316,800	318,000	319, 300	320,600	321,900	323, 200	324, 500	325,800	327, 100	327,900	329,000	330, 100
238, 400	239,800	241,200	242, 500	243,800	245, 100	246, 400	247, 400	248, 700	249,900	251,200	252, 300	253, 700	255, 100	256, 500	257,700	259, 200	260,600	262,000	263, 500	265, 100	266, 700	268, 200	269,800	271,400	273,000	274,600	276, 100	277,600	279, 100	280,600	282, 200	283, 700	285, 200	286, 700	288,000	289, 500	291,000
210, 200	211,500	212,800	214, 200	215,600	217,000	218, 400	219, 500	220,900	222, 300	223, 700	225, 100	226,600	228, 100	229, 500	230, 700	232, 100	233, 500	234,900	236, 200	237, 500	238,800	240, 100	241,300	242,600	243,800	245, 100	246, 200	247,500	248,800	250, 100	251, 100	252, 400	253,800	255, 200	256, 300	257,600	258,900
34	35	36	28	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	920	19	25	23	54	22	99	29	89	69	09	19	62	63	64	99	99	29	89	69	70	71

																						330, 400	
																						292, 600	
																						275, 500	用する。
																						265, 100	この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。
340,200	340,500	340,900	341,300	341,700	342,000																	257,800	る看護師及び
308, 100	308, 300	308, 500	308,800	309, 100	309, 500	309, 700	309, 900	310, 200	310,600	310,900	311,200	311,500	311,900	312, 200	312, 500	312,800	313, 200	313, 500	313,800	314, 100	314, 500	233, 200	院に勤務する
148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	891	159	160	191	162	163	164	165	166	191	891	169		の表は、病
																						再任用 職 員	備考 に

379, 500	380, 000	380, 500	381, 100																																		
360, 500	361,000	361, 500	362,000	362, 500	363,000	363, 400	363,800	364, 300	364,800	365, 300	365, 700	366, 200	366, 700	367, 200	367,600																						
327,600	327,900	328, 300	328, 700	329, 100	329, 500	329,800	330,000	330, 300	330, 700	330, 900	331, 100	331, 400	331, 700	332,000	332, 200	332, 500	332, 900	333, 100	333, 200	333, 600	334,000	334, 200	334, 500	334, 900	335, 300	335, 700	336,000	336, 400	336,800	337, 200	337, 500	337, 900	338, 300	338, 700	339,000	339, 400	339, 800
296, 200	296, 400	296,800	297, 100	297, 300	297, 700	298,000	298, 300	298,600	298, 900	299, 300	299, 600	300,000	300, 400	300,800	301,000	301,200	301,600	302,000	302,200	302, 500	302, 900	303, 300	303, 500	303,800	304, 200	304, 500	304, 700	305,000	305, 400	305, 700	305, 900	306, 300	306, 700	307,000	307, 100	307, 400	307,700
110	111	112	113	114	115	911	211	811	611	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	981	981	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147

別表第7 (第5条関係)

初 任 給 調 整 手 当

期間の区分	支給額
1年未満	307, 000
1年以上2年未満	307, 000
2年以上3年未満	307, 000
3年以上4年未満	307, 000
4年以上5年未満	307, 000
5年以上6年未満	307, 000
6年以上7年未満	307, 000
7年以上8年未満	307, 000
8年以上9年未満	307, 000
9年以上10年未満	307, 000
10年以上11年未満	307, 000
11年以上12年未満	307, 000
12年以上13年未満	307, 000
13年以上14年未満	307, 000
14年以上15年未満	307, 000
15年以上16年未満	307, 000
16年以上17年未満	303, 700
17年以上18年未満	300, 400
18年以上19年未満	297, 100
19年以上20年未満	293, 800
20年以上21年未満	290, 500
21年以上22年未満	276, 700
22年以上23年未満	262, 700
23年以上24年未満	249, 200
24年以上25年未満	235, 300
25年以上26年未満	221, 600
26年以上27年未満	204, 000
27年以上28年未満	186, 900
28年以上29年未満	169, 600
29年以上30年未満	152, 000
30年以上31年未満	134, 000
31年以上32年未満	115, 700
32年以上33年未満	97, 800
33年以上34年未満	71, 800
34年以上35年未満	47, 500

第2条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の1.125」に、「100分の1.5375」を「100分の1.425」に、「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成 26年12月1日から適用する。ただし、第 2条の規定は、平成27年4月1日から施行 する。

2 第1条の規定(亀岡市立病院職員の給与に 関する規程(以下「給与規程」という。)第 23条及び附則第7項の改正規定を除く。次 項において同じ。)による改正後の給与規程 (以下「改正後の給与規程」という。)の規 定は、前項の規定にかかわらず、平成26年 4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合に おいては、第1条の規定による改正前の給与 規程の規定に基づいて支給された給与は、改 正後の給与規程の規定による給与の内払とみ なす。

(国の例引用)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「掲示済」

公告

亀岡市立病院公告第3号

平成26年11月21日に実施した亀岡市立 病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を 決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公 告する。ただし、登録有効期限については、平 成27年3月31日までとする。

平成26年12月9日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

· 試験区分 薬剤師

1

「掲示済」